産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和6年2月29日(木)

午前9時

場 所 第1委員会室

~審查内容~

- 1 議案第7号 令和5年度山陽小野田市水道事業会計補正予算(第1回)に ついて (水道)
- 2 議案第8号 令和5年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算(第1 回)について (水道)
- 3 議案第9号 令和5年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算(第2回) について (下水)
- 4 議案第2号 令和5年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算(第2 回)について (都計)
- 5 所管事務調査 駐車場事業の経営戦略改定について (都計)
- 6 議案第10号 南部地区都市公園外施設の指定管理者の指定について (都計)

議案第7号 令和5年度補正予算(第1回)について(上水)

1 収益的収入及び支出

(単位:千円) 稅込

	既決予定額	決算見込	補正額	増減率	構成比	正味CF
収 入	1,496,304	1,485,813	-10,491	-0.7%		
給水収益	1,394,686	1,379,387	-15,299	-1.1%	93%	
負担金・補助金	6,155	6,227	72	1.2%	0%	
長期前受金戻入	53,849	54,563	714	1.3%	4%	-54,563
特別利益	3,304	3,304	0	0.0%	0%	-3,304
その他	38,310	42,332	4,022	10.5%	3%	
支 出	1,415,606	1,408,656	-6,950	-0.5%		
人件費	439,265	453,007	13,742	3.1%	32%	
動力費	113,452	85,103	-28,349	-25.0%	6%	
修繕費	78,222	85,736	7,514	9.6%	6%	
委託料	65,278	67,442	2,164	3.3%	5%	
受水費	52,692	51,442	-1,250	-2.4%	4%	
負担金	27,783	30,171	2,388	8.6%	2%	
薬品費	35,465	40,582	5,117	14.4%	3%	
減価償却費	449,523	449,523	0	0.0%	32%	449,523
資産減耗費	3,501	7,524	4,023	114.9%	1%	3,451
支払利息	47,841	46,379	-1,462	-3.1%	3%	
消費税	42,463	35,755	-6,708	-15.8%	3%	
その他	60,121	55,992	-4,129	-6.9%	4%	
					1	
当年度純利益	30,294	20,172	-10,122	-33.4%		20,172

※純利益については、税処理後であるため、予算額の収入支出差引とは一致しない

2 資本的収入及び支出

(単位:千円) 税込

	既決予定額	決算見込	補正額	増減率	構成比	
収 入	449,548	347,609	-101,939	-22.7%		
企業債	401,200	293,800	-107,400	-26.8%	85%	
負担金・補助金	39,171	44,632	5,461	13.9%	13%	
出資金	9,177	9,177	0	0.0%	3%	
(繰越分財源)		45,000				4条消費税↓
支 出	991,729	970,957	-20,772	-2.1%		58,553
建設改良費	609,749	589,477	-20,272	-3.3%	61%	
償還金	361,980	361,480	-500	-0.1%	37%	
予備費	20,000	20,000	0	0.0%	2%	
(前年度繰越)		65,073				
資金不足額	-542,181	-643,421	-101,240	18.7%		-643,421

(補てん財源) (建設改良積立金取崩) (4条消費税)

(損益勘定留保資金)

643,421 = 189,761

+ 58,553

+395,107

A 2114 / + T-15 - 	R4年度決算値	R5年度末見込	増減額	増減率
企業債残高	4,678,419	4,655,739	-22,680	-0.5%

内部留保↓ 期首 836,844 期末 667,255

-169,589

議案第8号 令和5年度補正予算(第1回)について(工水)

1 収益的収入及び支出

(単位	:	千円)	税込

	既決予定額	決算見込	補正額	増減率	構成比	正味CF
収 入	285,364	285,364	0	0.0%		
給水収益	281,365	281,365	0	0.0%	99%	
他会計負担金	366	366	0	0.0%	0%	
長期前受金戻入	3,395	3,395	0	0.0%	1%	-3,395
その他	238	238	0	0.0%	0%	
支 出	270,496	248,331	-22,165	-8.2%		
人件費	51,313	54,207	2,894	5.6%	22%	
受水費	59,004	59,004	0	0.0%	24%	
動力費	87,030	60,078	-26,952	-31.0%	24%	
負担金	16,529	16,529	0	0.0%	7%	
修繕費	4,565	4,565	0	0.0%	2%	
委託料	4,093	3,636	-457	-11.2%	1%	
減価償却費	27,559	27,559	0	0.0%	11%	27,559
資産減耗費	50	50	0	0.0%	0%	50
支払利息	1,318	1,318	0	0.0%	1%	
消費税	10,326	12,812	2,486	24.1%	5%	
その他	8,709	8,573	-136	-1.6%	3%	
当年度純利益	15,569	37,695	22,126	142.1%		37,695
•	*\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	11 11 to 10				

※純利益については、税処理後であるため、予算額の収入支出差引とは一致しない

2 資本的収入及び支出

(単位:千円) 税込

	既決予定額	決算見込	補正額	増減率	構成比
収 入	0	0	0	0.0%	
支 出	19,474	19,903	429	2.2%	
建設改良費	5,289	5,718	429	8.1%	29%
償還金	14,185	14,185	0	0.0%	71%
資金不足額	-19,474	-19,903	-429	2.2%	

(補てん財源) (減債積立金取崩) (4条消費税) (損益勘定留保資金)

19,903 = 14,185 + 338 + 5,380

A 2114 /+ TL	R4年度決算値	R5年度末見込	増減額	増減率
企業債残局	73,112	58,927	-14,185	-19.4%

-19,903

338

4条消費税↓

42,344

内部留保↓

期首 837,696 期末 880,040

令和5年度 山陽小野田市下水道事業会計補正予算(第2回)について

◆収益的収入及び支出

(収入) (単位:千円)

	予算科目	予算現額	3月補正額	補正後予算額	補正内容
1	下水道事業収益	1,920,154	△ 34,465	1,885,689	
	1 営業収益	796,034	506	796,540	雨水処理に要する経費に対する 一般会計負担金の増
	2 営業外収益	1,124,119	△ 34,971	1,089,148	一般会計負担金の減 社会資本整備総合交付金の増

(支出) (単位:千円)

	予算科目	予算現額	3月補正額	補正後予算額	補正内容
1	下水道事業費用	1,869,087	△ 34,465	1,834,622	
	1 営業費用	1,705,057	△ 34,465	1,670,592	修繕費・動力費の減

◆資本的収入及び支出

(収入) (単位:千円)

	予算科目	予算現額	3月補正額	補正後予算額	補正内容
1	資本的収入	1,711,746	△ 141,668	1,570,078	
	1 企業債	758,600	△ 71,447	687,153	公共下水道事業債の減
	2 出資金	489,646	2,185	491,831	一般会計出資金の増
	3 補助金	444,500	△ 72,406	372,094	社会資本整備総合交付金の減

(支出) (単位:千円)

	予算科目	予算現額	3月補正額	補正後予算額	補正内容
1	資本的支出	2,506,048	△ 141,668	2,364,380	
	1 建設改良費	1,149,064	△ 141,668	1 007 396	社会資本整備総合交付金の内 示額の減による事業費の減額

一般会計繰入金 1,258,703

◇3月補正(第2回)の内容

- ・動力費の減額
- ・修繕費(管渠)の減額
- ・社会資本整備総合交付金の内示額の減による事業費の調整

議案第 2号 令和5年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算(第2回)について 参考資料 議案第12号 令和6年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について 参考資料

				1日目は最大500	円 2日目以降は	6時間毎100円加算								
	歳	入	H28(決算)	H29(決算)	H30(決算)	R元(決算)	R2(決算)	R3(決算)	R4(決算)	R5(当初予算)	R5(12月補正)	R5(3月補正)	R6要求	算定根拠
		駐車料金	13, 587, 650	16, 892, 250	19, 248, 190	19, 404, 260	5, 980, 800	8, 157, 290	12, 730, 980	13, 000, 000	13, 000, 000	18, 000, 000	19, 000, 000	令和5年度実績及び予測による
駐車場使用料	駐車場使用料	定期駐車券	920, 000	1, 260, 000	1, 760, 000	2, 120, 000	2, 172, 000	2, 524, 000	2, 552, 000	2, 400, 000	2, 400, 000	2, 800, 000	2, 800, 000	令和5年度実績見込み
尚上 平场 使 用 不		プリペイドカード	156, 000	200, 000	336, 000	427, 000	162, 000	245, 000	270, 000	240, 000	240, 000	320, 000	320, 000	令和5年度実績見込み
	行政財産使用料	自動販売機設置に伴うもの	4, 520	4, 520	4, 520	4, 520	5, 090	4, 520	4, 520	4, 000	4, 000	4, 000	4, 000	令和5年度実績見込み
納付証明手数料	納付証明手数料		0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
雑入	諸収入	消費税還付金、自動販売機の電気料など	632, 730	48, 450	45, 824	45, 597	39, 325	129, 132	42, 333	41,000	41, 000	41, 000	42, 000	令和5年度実績見込み
	歳入	小計	15, 300, 900	18, 405, 420	21, 394, 534	22, 001, 377	8, 359, 215	11, 059, 942	15, 599, 833	15, 685, 000	15, 685, 000	21, 165, 000	22, 166, 000	
繰越金	前年度繰越金		17, 923, 728	8, 148, 977	3, 355, 161	9, 279, 689	22, 655, 867	21, 910, 638	24, 672, 102	30, 963, 000	32, 235, 000	32, 235, 000	44, 700, 000	
	歳入	合計	33, 224, 628	26, 554, 397	24, 749, 695	31, 281, 066	31, 015, 082	32, 970, 580	40, 271, 935	46, 648, 000	47, 920, 000	53, 400, 000	66, 866, 000	
T					1					T	,			,
	歳	出	H28(決算)	H29(決算)	H30(決算)	R元(決算)	R2(決算)	R3(決算)	R4(決算)	R5(当初予算)	R5(12月補正)	R5(3月補正)	R6要求	算定根拠
	消耗品費	駐車券・パスカードなど	266, 757	300, 767	278, 248	325, 050	309, 920	283, 313	290, 832	311, 000	311, 000	311, 000	316, 000	令和5年度実績見込み
需用費	光熱水費	電気料・水道料	379, 434	467, 929	480, 292	408, 362	317, 100	331, 839	356, 669	540, 000	540, 000	540, 000	660, 000	令和5年度実績及び予測による
	修繕費	トイレの設備修繕など	1, 578, 938	519, 210	690, 660	884, 620	1, 082, 190	1, 426, 700	556, 600	1, 444, 000	1, 444, 000	1, 444, 000	1, 440, 000	トイレ・外灯・管理棟・区画線
	通信運搬費	NTT電話料金	142, 970	149, 151	150, 676	147, 527	142, 093	146, 868	147, 895	214, 000	214, 000	214, 000	156, 000	
役務費	保険料	建物総合損害共済基金分担金	3, 084	3, 167	3, 184	3, 968	4, 985	4, 937	4, 985	6, 000	6, 000	6, 000	6, 000	

	歳と	出	H28(決算)	H29(決算)	H30(決算)	R元(決算)	R2(決算)	R3(決算)	R4(決算)	R5(当初予算)	R5(12月補正)	R5(3月補正)	R6要求 算定根拠
	消耗品費	駐車券・パスカードなど	266, 757	300, 767	278, 248	325, 050	309, 920	283, 313	290, 832	311, 000	311, 000	311, 000	316,000 令和5年度実績見込み
需用費	光熱水費	電気料・水道料	379, 434	467, 929	480, 292	408, 362	317, 100	331, 839	356, 669	540, 000	540, 000	540, 000	660,000 令和5年度実績及び予測による
	修繕費	トイレの設備修繕など	1, 578, 938	519, 210	690, 660	884, 620	1, 082, 190	1, 426, 700	556, 600	1, 444, 000	1, 444, 000	311,000 316,000 令和5年度実績見込み 540,000 660,000 令和5年度実績及び予測による 1,444,000 1,440,000 トイレ・外灯・管理棟・区画線 214,000 156,000 6,000 6,000 39,000 24,000 39,000 駐車場清掃・トイレ清掃 204,000 204,000 新札対応 0 0 594,000 新札対応 0 28,000 28,000 6,544,000 日本 0 1,800,000 今和5年度収入実績による 8,700,000 9,671,000 0 44,700,000 57,195,000	
	通信運搬費	NTT電話料金	142, 970	149, 151	150, 676	147, 527	142, 093	146, 868	147, 895	214, 000	214, 000	214, 000	156, 000
役務費	保険料	建物総合損害共済基金分担金	3, 084	3, 167	3, 184	3, 968	4, 985	4, 937	4, 985	6, 000	6, 000	6, 000	6, 000
	手数料	窓口収納手数料	0	0	0	0	0	4, 510	4, 609	24, 000	24, 000	24, 000	39, 000
		清掃委託料	277, 992	277, 992	306, 682	308, 622	327, 800	325, 736	314, 944	337, 000	337, 000	337, 000	346,000 駐車場清掃・トイレ清掃
	管理委託料	草刈等委託料	99, 900	162, 000	199, 800	0	203, 500	199, 650	178, 200	204, 000	204, 000	204, 000	204, 000
委託料		システム改修委託料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	594, 000 新札対応
		システム維持管理業務委託料	1, 127, 520	1, 127, 520	657, 720	0	0	0	0	0	0	0	0 機械器具借上げ料に含む
	緊急業務委託料	10回/月を超えた際に支払	0	0	0	0	0	0	0	28, 000	28, 000	28, 000	28, 000
使用料及び賃借料	機械器具借上げ料	ゲート・管理システムリース(6年リース)	0	0	2, 268, 000	5, 493, 600	5, 544, 000	5, 544, 000	5, 544, 000	5, 544, 000	5, 544, 000	5, 544, 000	4, 032, 000
	下水道使用料		39, 294	40, 938	42, 914	38, 350	27, 456	30, 925	42, 219	48, 000	48, 000	48, 000	50, 000
工事請負費	工事請負費	出入口改修工事	0	0	4, 922, 640	0	0	0	0	0	0	0	0
公課費	消費税及び地方消費税		1, 363, 400	354, 200	897, 300	1, 015, 100	1, 145, 400	0	595, 800	1, 328, 000	1, 328, 000	0	1,800,000 令和5年度収入実績による
	一般管理費	小計	5, 279, 289	3, 402, 874	10, 898, 116	8, 625, 199	9, 104, 444	8, 298, 478	8, 036, 753	10, 028, 000	10, 028, 000	8, 700, 000	9, 671, 000
公債費	元金・利子	地方債償還金元金及び利子(H30終了)	19, 796, 362	19, 796, 362	4, 571, 890	0	0	0	0	0	0	0	0
	歳出小	計	25, 075, 651	23, 199, 236	15, 470, 006	8, 625, 199	9, 104, 444	8, 298, 478	8, 036, 753	10, 028, 000	10, 028, 000	8, 700, 000	9, 671, 000
予備費	予備費		8, 148, 977	3, 355, 161	9, 279, 689	22, 655, 867	21, 910, 638	24, 672, 102	32, 235, 182	36, 620, 000	37, 892, 000	44, 700, 000	57, 195, 000
	歳出合	計	33, 224, 628	26, 554, 397	24, 749, 695	31, 281, 066	31, 015, 082	32, 970, 580	40, 271, 935	46, 648, 000	47, 920, 000	53, 400, 000	66, 866, 000

収支	H28(決算)	H29(決算)	H30(決算)	R元(決算)	R2(決算)	R3(決算)	R4(決算)	R5(当初予算)	R5(12月補正)	R5(3月補正)	R6要求	算定根拠
単年度収支(歳入小計一歳出小計)	△ 9, 774, 751	△ 4, 793, 816	5, 924, 528	13, 376, 178	△ 745, 229	2, 761, 464	7, 563, 080	5, 657, 000	5, 657, 000	12, 465, 000	12, 495, 000	
繰越金を考慮した収支(歳入合計 - 歳出合計)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

厚狭駅南口駐車場事業経営戦略 改定版

体 名 : 山陽小野田市 寸 事 業 名 : 駐車場事業 策 定 日 : 令和 3 年 3 月 6 3 月 改 定 日 : 令和 年 年度 当 初 計 画 期 間 : 令和 3 ~ 令和 12 年度 改定後計画期間: 令和

6

年度

<u>1. 事業概要</u>

(1)事 業 形 態

	法適 用 非	(全部 適	部適用	区	·部適) 分			法非適用		事 業	開め	台 年	月日	平成11年3月13日	
	職		員		数			4人(兼務)		施	=	殳	名	厚狭駅南口駐車均	<u>=</u>
	種				類			届出駐車場		構			造	広場式	
	立				地			駅		建設征過	乡(建		の経 数	25	年
駐	車	場	使	用	面	積		2, 500	m²	収	容	台	数	190	台
営		業		時		間		24時間							
							ア	民間委託		維持管理	業務、	保守業	美務を民間	委託	
民	間	活	用	Ø	状	況	1	指定管理者制度		導入予定	無し				
							ウ	PPP·PFI		実施予定	無し				

15 年度

令和

(2)料 金 形 態

営業時間 区分		午前0時~午後12時						
基本駐車料金	1時間以内 無料、1時間を超え 2時間まで 100円 2時間を超え 4時間まで 200円、 4時間を超え12時間まで 300円 12時間を越え18時間まで 400円、18時間を越え24時間まで 500円 24時間を越える場合6時間毎に100円を加算							
定期駐車料	4,000円/月							
プリペイドカード ()は利用可能額	1, 000円 (1, 100円)	5, 000円 (6, 000円)						
料金形態の考え方	経営状況や周辺の駐車場の料金等から総合的に判断し、設定している							
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成28年4月1日							

(3)現在の経営状況

別紙1「経営比較分析表(令和4年度)」のとおり

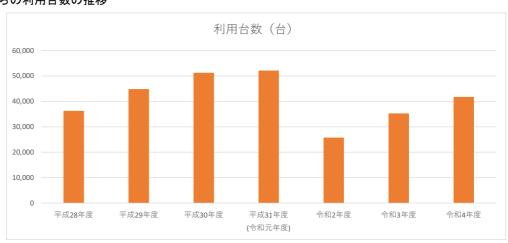
2. 将来の事業環境

(1) 駐車場需要の見通し

平成11年3月に開業した山陽新幹線厚狭駅利用者のために整備した駐車場で、通勤通学や旅行などを目的に山陽小野田市や近隣自治体などが利用している。事業を開始して以来、平成22年の二級河川厚狭川氾濫や令和2年の新型コロナウイルス感染症流行による緊急事態宣言が発出された特定の年を除くと概ね利用台数は右肩上がりに推移していることから、今後も安定した需要が見込まれる。

平成28年度(料金改定後)からの利用台数の推移

年度	利用台数 (台)
平成28年度	36, 285
平成29年度	44, 861
平成30年度	51, 263
平成31年度 (令和元年度)	52, 162
令和2年度	25, 781
令和3年度	35, 273
令和4年度	41, 783

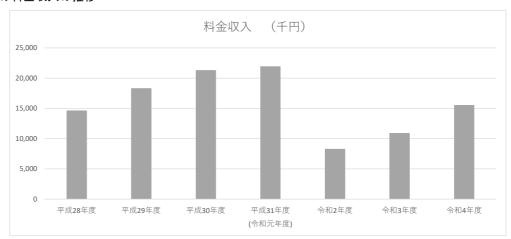


(2)料金収入の見通し

料金収入は、平成28年度に駐車料金を改定して以来、平成31年度(令和元年度)まで増加したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により減少した。その後は安定して料金収入が増加し、令和5年度は料金改定後もっとも収入のあった平成31年度(令和元年度)まで回復する見込みである。駐車枠に限りがあるため、著しい料金収入の増加は見込めないが、外的要因等が無い場合、安定した料金収入が見込まれる。

平成28年度(料金改定後)からの料金収入の推移

年度	料金収入 (千円)
平成28年度	14, 668
平成29年度	18, 352
平成30年度	21, 344
平成31年度 (令和元年度)	21, 951
令和2年度	8, 315
令和3年度	10, 926
令和4年度	15, 553



(3)施設の見通し

計画期間において次の改修事業を実施予定である。

·未舗装部分舗装事業 (令和 7年度 事業費:50,000千円)

・高齢者及び障害者等利用通路設置事業(令和8年度 事業費:5,000千円、令和9年度 事業費:30,000千円)

精算機更新事業 (令和11年度~事業費:6,600千円/年)

・舗装リフレッシュ事業 (令和14年度 事業費:30,000千円、令和15年度 事業費:30,000千円)

(4)組織の見通し

専任職員がおらず、現在は特別会計に人件費を計上していない。しかし、毎週の料金収納や定期駐車料の更新などの事務を要することにより、令和12年度からを目標に会計年度任用職員に対しての人件費を計上予定である。

3. 経営の基本方針

- 経営基盤の強化
- |駐車場経営について分析を行い、経営改善を実施し安定経営を目指す。
- ・満足度の高いサービスの提供

隣接駅の駐車料金設定や利用者のニーズを適格に把握し、駐車場の利用促進を図り、収入の増を目指す。

安心安全な施設の維持

定期的な施設の点検・修繕を行うとともに、耐用年数の経過した設備等を更新し、利用者が安心して安全に利用できるよう駐車場施設の維持に努める。

4. 投資·財政計画(収支計画)

- (1)投資・財政計画(収支計画):別紙2のとおり
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の改定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

・継続した安定経営のため、計画的に施設改修を実施していく

施設の利便性向上のため、未舗装部分の舗装や障害者等専用駐車場からの動線において雨に濡れないための通路設置を 計画している。

また、建設後25年が経過しているため、施設各所に経年劣化が見られる。特にアスファルト舗装については、駐車場として経営していくための基盤施設であることや原価償却資産の耐用年数が10年と定められているため、計画的な改修が必 要となる。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標 ・料金収入による安定経営を図る

本特別会計は、一般会計からの繰り入れをせず、料金収入で運営している。今後の運営についても一般会計からの繰り 入れをしないよう計画的な投資に努め、安定経営を図る。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

支出の抑制、経費の削減、サービスの向上に努め、安定経営を図る。 駐車場機器類の賃貸借及び維持管理業務を民間委託している。契約期間は平成30年11月から令和6年10月までであるが、 その後も引き続き民間委託により実施する予定である。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民	間		活	用	検討の予定なし。
駐適	車場	の正	配置	の 化	検討の予定なし。
投	資(D A	準	化	修繕箇所や設備投資をすべき箇所については、精査することで計画的な投資を行う。
そ	の fi	<u>t</u> σ.	取	組	該当なし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料		駅利用者の増進を目的に近隣の駐車料金を考慮し、安価な料金設定としている。料金の値下 げ等は現在考えていないが、今後も近隣駐車場の状況を見ながら検討していく。
利 用 者 増 加 向 け た 取	幺日	当駐車場は、新幹線利用者の駐車が主であるため、比較的長時間の利用となる傾向がある。 回転率が上がらないため、稼働率を上げていく取組にも限界があるが、その分限られた料金 収入で過大な投資を行わないよう、施設整備は計画的に実施している。
企業	債	現在、企業債は無く、今後も企業債を要する見込みはない。
繰入	金	現在、繰入金は無く、今後も繰入金を要する見込みはない。
資産の有効活用等 よ 収入増加の取	る	検討の予定なし。
その他の取	組	該当なし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委	託		料	維持管理・保守業務を民間に委託し、効果的に運営する。
管	理運	営	費	検討の予定なし。
職	員 給	与		現在、職員給与については計上していないが、今後は特別会計の業務に対して、給与が支払えるよう検討する。
そ	の 他 の	取	組	該当なし。

5. 公営企業として実施する必要性など

事 業 の 意 義 、 提 供 す る サ ー ビ ス 自 体 の 必 要 性	厚狭駅(新幹線、在来線)利用者等の駐車場需要に対し、安定的な駐車スペースの供給を図 る施設となっている。
公営企業として実施する必要性	厚狭駅(新幹線、在来線)利用者の利便性及び厚狭駅南部地区の交流人口増加を目的とする。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後 検証、改定等に 関する事項	更
-----------------------------	---

経営比較分析表(令和4年度決算)

山口県山陽小野田市 厚狭駅南口駐車場

業務名	業種名	事業名	類似施設区分	管理者の情報
法非適用	駐車場整備事業	-	A 3 B 1	非設置
自己資本構成比率(%)	種類	構造	建設後の経過年数(年)	
該当数値なし	屈出駐車場 附置義務駐車施設	広場式	23	

立地	周辺駐車場の需給実態調査	駐車場使用面積(㎡)
駅	無	2, 500
収容台數(台)	一時間当たりの基本料金(円)	指定管理者制度の導入
190	100	無

3. 利用の状況

①稼働率(%)

37. 4

224. 4

△745

指標の意味:収容台数に対する一日当たりの平均駐車台数の割合であり、施設

⑤EBITDA(千円)

の利用状況や適正規模を判断する

13, 376

251.9

2, 762

グラフ凡例

- 当該施設値(当該値)
- 類似施設平均値(平均値)
- 【】 令和4年度全国平均

分析欄 1. 収益等の状況について

当駐車場は、一般会計からの繰り入れをせず、料 金収入で経営しており、経営状態は安定している。 「収益的収支比率」、「売上高GOP比率」及び 「EBITDA」は、新型コロナウイルス感染症の 影響により、令和2年度に著しく減少したが、令和 4年度については、人の動きが多くなったことによ る収益の増加や支出を抑えたことが要因となり、数 値が増加した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2

2. 資産等の状況について

画を再度見直し、計画的な設備投資に努める。

利用の状況について

当駐車場は、新幹線利用者の駐車が主であるた め、比較的長時間の利用となる傾向があり、回転率 が上がらないため、稼働率を上げていく取組にも限

ナウイルス感染症の影響が落ち着いたこともあり、 微増ながら増加している。

年度に著しく収入が減少したが、令和4年度に至り 回復基調にある。これにより、収入について安定す る見通しが立ったため、駐車場施設の更新投資の計

界があるが、その分限られた料金収入で過大な投資 を行わないよう、施設整備は計画的に実施してい

[201.6]

R04

60.0

291.5

[10, 556]

7, 563

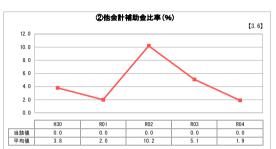
6, 140

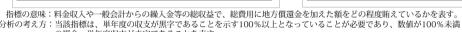
令和4年度に至る「稼働率」については、新型コロ

- H-1-1-1 当駐車場は、収入の回復により、安定的な経営を 維持している。この経営状況を維持するため、今後 は、これまでに計画していた未舗装部分の整備や経 年劣化による施設改修について、計画的に実施して いく必要がある。

1. 収益等の状況



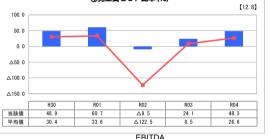






指標の意味:営業収益に対する営業総利益(粗利益)の割合であり、施設の営業に関する収益性を表す。





EBITDA

指標の意味: 営業利益と同様に、その経年の推移を見て企業の収益が継続して成長しているかどうかを判断する指標であり、キャッシュの利益を示している。

10, 496

350.0

300.0

250.0

200.0

150.0

100.0

平均値

16,000

14, 000

12,000

10.000

8, 000

6.000

4 000

2.000

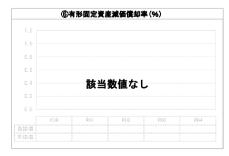
A 2 000

平均値

73. 7

指標の考え方:数値が示いことが望ましい。数値が減少傾向にある場合や低い場合は経営改善に向けた取組が必要となる。 指標の考え方:数値が大きいことが望ましい。数値が減少傾向にある場合や低い場合は経営改善に向けた取組が必要となる。 指標の考え方:数値が大きいことが望ましい。 ていることを示し、経営改善に向けた取組が必要となる。

2. 資産等の状況







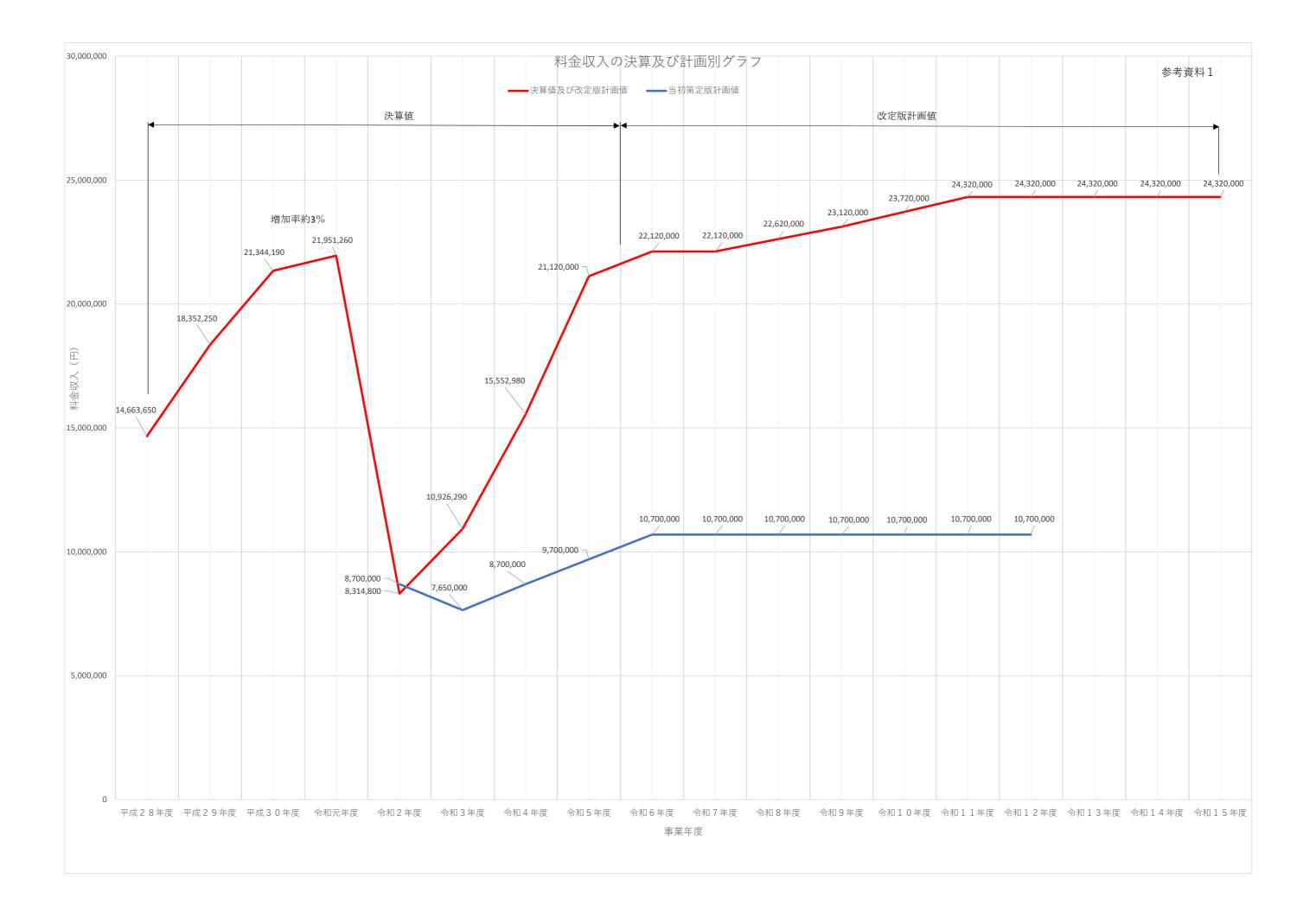


投資·財政計画 (収支計画)

																				(単位:	千円,%)
				_		年		度	前々年度	前年度											
		区	分						(決算)	(決算)	本年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
		1	総		収			益 (A)	11, 060	15, 600	21, 165	22, 166	22, 166	22, 666	23, 166	23, 766	24, 366	24, 366	24, 366	24, 366	24, 366
		(1		業		収		益 (B)	10, 926	15, 553	21, 120	22, 120	22, 120	22, 620				24, 320	24, 320	24, 320	
	収益的		ア	料	金		収	入	10, 926	15, 553	21, 120	22, 120	22, 120	22, 620	23, 120	23, 720	24, 320	24, 320	24, 320	24, 320	24, 320
	益		1	受 託	エ	事	収	益 (C)													
	収		ゥ	そ		の		他													
収	入	(2) 営	業	5	<u>가</u>	収	益	134	47	45	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
			ア	他 会	計	† <i>f</i>	繰 入	、金													
益			1	そ		の		他	134	47	45	46	46	46				46	46	46	
的		2	総		費			用 (D)	8, 299	8, 037	8, 700	9, 671	7, 243	7, 243	7, 273	7, 106	9, 103	18, 029	18, 029	18, 029	
נים		(1) 営	業			費	用	8, 299	8, 037	8, 700	9, 671	7, 243	7, 243	7, 273	7, 106	9, 103	18, 029	18, 029	18, 029	
収	加		ア	職	į	給	与	費										6, 000	6, 000	6, 000	6, 000
	益			う	ち	退	職 -	手 当													
支	収益的支		1	そ		の		他	8, 299	8, 037	8, 700	9, 671	7, 243	7, 243	7, 273	7, 106	9, 103	12, 029	12, 029	12, 029	12, 029
	支	(2		業		<u>ላ</u>	費	用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出		ア	支	払		利	息													
				う	ちー		昔 入 金														
			イ	そ		の		他													
		3		泛差 引			A) – (D)	(E)	2, 761	7, 563	12, 465	12, 495	14, 923	15, 423	15, 893	16, 660	15, 263	6, 337	6, 337	6, 337	6, 337
		1	資	本	的		収	入 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(1				<u> </u>		債													
	資		う			費 平		化 債													
	本的	(2		会	計	補	助	金													
資	的	(3		会	計	借	入	金													
具	収入	(4		定資	産	売		代 金													
本		(5		(都道		県) 補	助金													
١		(6		事		<u></u>	担	金													
的		(7				カ		他								_		_			
収		2	資	本	的		<u>支</u>	出 (G)	0	0	0	0	50, 000	5, 000	30, 000	0	0	0	0	30, 000	30, 000
	資	(1) 建	設		<u> </u>	良	費					50, 000	5, 000	30, 000					30, 000	30, 000
支	本的		\ 11b	う				与 費													
	的支	(2			責 #0 /		還	金 (H)													
	出	(3		会計長		昔 入	金返	還 金													
	"	(4		会 計	^	の	繰	出金													
		(5		- + -:	0	D	F) (0)	他			^		A FO 000	A F 000	4 00 000	_	_	_	_	A 00 000	A 00 000
		3	<u> </u>	差引			F) - (G)	(I)	0 701	•	10.405			△ 5,000		10.000		0 007	0 007	△ 30,000	△ 30,000
		収		差引		(1	E)+(I)	(J)	2, 761	7, 563	12, 465	12, 495	△ 35, 077	10, 423	△ 14, 107	16, 660	15, 263	6, 337	6, 337	△ 23,663	△ 23, 663
-		積	立 ケー・ウェ	金				(K)	01 011	24, 672	20 005	44 700	E7 10F	00 110	20 541	10 404	25 004	E0 057	EG CO.4	62 021	20, 200
-			年度からの					(L)	21, 911	24, 6/2	32, 235	44, 700	57, 195	22, 118	32, 541	18, 434	35, 094	50, 357	56, 694	63, 031	39, 368
-			年度繰上		/ I\	/K/ · /I	(M)	(M)	04 070	20, 025	44 700	E7 10F	00 110	20 541	10 404	25 004	E0 057	EC	60 001	20, 200	15 705
-		形		収 支 ・ 婦 !!		- (K) + (L		(N)	24, 672	32, 235	44, 700	57, 195	22, 118	32, 541	18, 434	35, 094	50, 357	56, 694	63, 031	39, 368	15, 705
-		翌宝		へ 繰り	越	9 ~	き財		04 670	20 005	44 700	E7 10F	00 110	20 541	10 404	25 004	E0 057	EG CO4	62 021	20, 200	15 705
		実		及 支 <u>黒</u>				字 (P)	24, 672	32, 235	44, 700	57, 195	22, 118	32, 541	18, 434	35, 094	50, 357	56, 694	63, 031	39, 368	15, 705
			(N) - (C	赤				字 (Q)													

^{様式第2号(法非適用企業)} 投資・財政計画 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%) 年 度 前々年度 前年度 本年度 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 (決算) 区 分 (決算) 赤字比率(— ×100) (B) - (C)(A) 135. 1 収益的収支比率(— ×100) 133.3 194. 1 243.3 229. 2 306.0 312.9 318.5 334. 4 267.7 135.1 135.1 135.1 (D) + (H)地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R) 営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S) 10.926 15.553 21, 120 22. 120 22, 120 22, 620 23, 120 23, 720 24, 320 24, 320 24, 320 24, 320 24, 320 地方財政法による $((R)/(S) \times 100)$ 資金不足の比率 健全化法施行令第16条により算定した (T) 資 金 の 不 足 健全化法施行規則第6条に規定する (U) 解消可能資金不足額 健全化法施行令第17条により算定した (V) 事業の規 健全化法第22条により算定した $((T) / (V) \times 100)$ 資 金 不 足 比 率 他会計借入金 残 高 残 地 方 債 高 (X) 〇他会計繰入金 (単位:千円) 年 度 前々年度 前年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 本年度 (決算) (決算) 区 分 収益的収支分 0 0 0 0 う ち 基 準 内 繰 入 金 うち基準外繰入金 資本的収支分 0 0 うち基準内繰入金 う ち 基 準 外 繰 入 金 合





資料

議案第10号

南部地区都市公園外施設の指定管理者の指定について

- 1 指定管理者選定委員会審查集計表
- 2 指定管理者審查基準表
- 3 指定管理者募集要項
- 4 指定管理者仕様書
- 5 企画提案書
- 6 議事録概要
- 7 再公募の概要
- 8 指定管理者評価表
- 9 指定管理料の算定について
- 10 公園位置図

【南部地区都市公園外施設】指定管理者選定委員会 審査集計表

申し込み団体 株式会社晃栄

令和6年1月25日

	審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F	合計	平均	補正後 平均
	1 市が示した基本方針との整合性(5点満点)	5	5	3	5	5	3			
	2 実施事業の平等性(5点満点)	3	3	3	3	5	3			
I 市民の平等な利	3 応募の動機、意欲の整合性(3点満点)	3	3	3	3	3	3			
	4 法令遵守の必要性への理解(5点満点)	3	3	5	3	3	3			
	5 利用者ニーズに対する対応(5点満点)	3	1	5	3	3	3			
	6 利用者トラブルの未然防止及び対処方 法(5点満点)	3	3	3	3	3	3			
	7 個人情報の保護対策(プライバシーポリシー)(3点満点)	2	3	2	2	2	3			
	小計	22	21	24	22	24	21	134	22.3	
	8 維持管理の基準の満足度(5点満点)	3	5	3	5	5	3			
	9 利用者の安全対策(5点満点)	3	3	5	3	5	3			
	10 サービス向上の方策及び実現性(5点 満点)	3	3	5	3	3	5			
Ⅱ 施設の効用が最 大限に発揮されている こと(35点満点)	11 周辺施設連携事業の内容及び実現性 (5点満点)	1	3	3	3	3	3			
	12 自主事業の内容及び実現性(5点満 点)	3	5	3	3	5	3			
	13 魅力向上事業の内容及び実現性(5点 満点)	5	5	5	5	3	5			
	14 広報活動の内容及び実現性(5点満 点)	3	3	3	3	3	3			
	小計	21	27	27	25	27	25	152	25.3	
	15 組織の配置人員の妥当性(5点満点)	3	3	5	3	3	3			
	16 指導育成、研修体制の妥当性(5点満点)	5	3	3	3	3	3			
Ⅲ 施設の管理を安 定して行う能力を有し	17 緊急時・災害時の危機管理体制・対応 (5点満点)	3	3	3	3	3	3			
ていること(26点満点)	18 収支計画の妥当性(3点満点)	2	2	2	2	2	2			
	19 類似施設の運営経験(5点満点)	5	5	5	5	5	5			
	20 団体の財政状況(3点満点)	3	3	3	3	3	3			
	小計	21	19	21	19	19	19	118	19.7	
™ 施設の管理経費の縮減が図られてい	21 維持管理経費の縮減策と実現性(3点 満点)	2	1	3	3	2	3			
スート/の上半上/	22 指定管理料(5年)の提示額(5点満点)	1	1	1	1	1	1			
	小計	3	2	4	4	3	4	20	3.3	
	合 計 (100点満点)	67	69	76	70	73	69	424	70.7	70.7

[■]審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、合計の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

【南部地区都市公園外施設】指定管理者審査基準表

審査基準	審査基準の	の要点	配点	採点
市民の平等な利用が確保されること			31点満点中	
1 市が示した基本方針との整合性			(5点満点)	
【基本方針】 (1)公園を広く市民の利用に供するとともに、公園の適正な管理を実施すること。 (2)地域住民や利用者の意見及び要望を管理運営に反映し、サービスの向上を図ること。 (3)個人情報の保護を徹底すること。 (4)効率的かつ効果的な管理を行うこととし、環境負荷の低減と施設の保全に努め、運営費の縮減に努めること。 (5)利用者の平等な利用を確保し、正当な理由がない限り施設の利用を拒まないこと。 (6)指定管理者は、業務を一括して第三者に再委託させてはならない。ただし、一部の業務を第三者に委託する場合は市の承認を得ること。	◎事業計画書 「①施設の管理運営方針-1」 【管理運営を行うにおすっての	事業計画書の内容が、基本方針が理解されたものとなっているか。あらいは、プロで理解できているかとないなで理解できていたかを判断する。		
公の施設の管理であることが十分に理解され、基本方針に基づいた管理となることが確認できた。		, o	5	
基本方針に基づいた管理となることが期待できる。			3	
基本方針に関する認識が十分ではない。			1	
2 実施事業の平等性		指定管理者が、公の施設 の利用の許可権を有し、	(5点満点)	
公の施設の使用許可権を有していることが十分に理解され、利用の公平性と平等を確保することが確認できた。	 ◎事業計画書 「①施設の管理運営方針ー1」	利用の公平性と平等を確保する立場であることが理解できているか。ある	5	
平等な利用が期待できる。	【管理運営を行うに当たっての 経営方針について】	いは、プレゼンテーションで理解できていること	3	
平等な利用に関する認識が十分ではない。		が、確認できたかを判断 する。	1	
3 応募の動機、意欲の整合性			(3点満点)	
応募動機の正当性、事業への意欲が市が示す基本方針と整合しており、効果的で実現性に 期待できる。	「①施設の管理運営方針-3」 【団体の理念について】 き 2. 指定管理者の指定を申請し 意	応募動機が、基本方針に整合しているか。指定期間中責任を果たしていく 意欲が認められるかを判断する。	3	
応募動機の正当性、事業への意欲が市が示す基本方針と整合しており、実現性に期待できる。			2	
応募動機について、市の示す基本方針と整合性があまり感じられない。 			1	
4 法令遵守の必要性への理解		法令遵守の必要性を理解 していることが確認でき たかを判断する。より高 次元の企業倫理を有して	(5点満点) 	
法令遵守はもちろんのこと、企業倫理を有していることも確認できた。	◎事業計画書 - 「①施設の管理運営方針-3」 【団体の理念について】		3	
法令遵守に関して十分に理解していると確認できる。 	-	いると判断できる場合は 加点。	1	
5 利用者ニーズに対する対応			(5点満点)	
利用者ニーズの把握手段と、その後の管理運営業務への反映について、効果的で実現性の	○事業計画書 「①妆記の答用写觉大社 0 k	利用者からのニーズにど う対処していくかを判断	5	
ある優れた提案がある。 	「①施設の管理運営方針ー2」 【施設の運営について】 2. 利用者等の要望の把握及び	する。アンケート等のモニタリング調査は必須。 記載がない場合は、聞き	3	
提案はあるが実現性に欠ける。	現実策	取りが必要。	1	
 6 利用者トラブルの未然防止及び対処方法			(5点満点)	
効果的で実現性のある優れた提案がある。	」 ◎事業計画書 「①施設の管理運営方針-2」	クレームに繋がらない運営方策が考えられているか。また、クレーム時の	5	
実現性のある提案がある。	【施設の運営について】 3. 利用者のトラブルの未然防止と対処方法	具体的な対処方法が考え	3	
提案はあるが実現性に欠ける。		は、聞き取りが必要。	1	
- ! 7 個人情報の保護対策(プライバシーポリシー)			(3点満点)	
効果的で実現性のある優れた提案がある。	_ ◎事業計画書 「①施設の管理運営方針—3」	適切に取り扱うこととしている「利用者の個人情報」の取り扱いについ	3	
実現性のある提案がある。	【個人情報の保護の体制と措置について】		2	
提案はあるが実現性に欠ける。		on 田上 プO゚	1	

	審査基準	審査基準の)要点	配点	採点
[]	施設の効用が最大限に発揮されていること			35点満点中	
8 #	維持管理の基準の満足度			(5点満点)	
	維持管理及び保守管理の基準以上の優れた管理計画が確認できた。	◎事業計画書	仕様書「公園施設別維持 管理業務基準書」に沿 い、公園施設の管理(植物	5	
	維持管理及び保守管理の基準どおりの管理計画が確認できた。	(維持管理) 」	管理、施設管理)が計画されているか。	3	
	提案はあるが維持管理及び保守管理の基準を満たしていない。			1	
9 ;	ー 利用者の安全対策			(5点満点)	
	公の施設の管理である責務を理解し、利用者の安全が十分に図れる効果的で実現性のある 安全対策の実施について提案がある。	「①施設の管理運営万針ー1」 【安心・安全の面からの管理運	されていることが確認で	5	
	実現性のある安全対策の実施について提案がある。	営の具体策などの特徴的な取組について】	きるか判断する。	3	
	安全対策について提案はあるが実現性に欠ける。			1	
10 -	サービス向上の方策及び実現性			(5点満点)	
	サービス向上について、効果的で実現性のある優れた方策の提案がある。 施設の利用促進が大いに期待できる。	◎事業計画書 「①施設の管理運営方針-2」 【施設の運営について】	サービス向上の方策が考えられているか。また、	5	
	実現性のある方策の提案がある。	1. サービスを向上させるための方策	その方策は実現可能なも のであるか確認する。	3	
<u> </u>	提案はあるが実現性に欠ける。			1	
11 J	司辺施設連携事業の内容及び実現性 	│◎事業計画書		(5点満点)	
	C.C. Z対象施設(きらら交流館、きららガラス未来館、竜王山公園オートキャンプ場など)、周辺関係者との地域連携事業の計画について、効果的で実現性のある優れた提案がある。	「①応設の管理連出カ新ー2」 が 【施設の運営について】 4. その他(地域の連携、他施一設との連携) 「②指定期間の業務計画-2 (周辺施設連携事業・自主事	C.C. Z対象施設(きらら交流館、きららガラス未来館、竜王山公園オートキャンプはなど)、周辺	5	
	実現性のある提案がある。		関係者との周辺施設連携 事業の計画があるか。また、その計画は効果的で 実現可能なものであるか	3	
	提案はあるが実現性に欠ける。	業)」 (周辺施設連携事業) 	確認する。(経費等)	1	
12	自主事業の内容及び実現性	◎事業計画書「①施設の管理運営方針-2」		(5点満点)	
	効果的で実現性のある優れた自主事業の計画の提案がある。	【施設の運営について】 1. サービスを向上させるための方策	 自主事業の計画がある か。また、その計画は効 果的で実現可能なもので	5	
	実現性のある提案がある。	 「②指定期間の業務計画ー2 (周辺施設連携事業・自主事	あるか確認する。(経費等)	3	
	提案はあるが実現性に欠ける。	業)」 (自主事業) 		1	
13 🔊	魅力向上事業の内容及び実現性	◎事業計画書 「①施設の管理運営方針-3」 【団体の理念について】	竜王山公園、浜河内緑 地、本山岬公園の利便	(5点満点)	
	竜王山公園、浜河内緑地、本山岬公園の利便性・魅力を高める魅力向上事業の計画について、効果的で実現性のある優れた提案がある。	3. 施設の現状に対する考え方 及び将来展望	性・魅力を高める魅力向 上事業の計画があるか。	5	
	実現性のある提案がある。	「②指定期間の業務計画ー3 (魅力向上事業)」	また、その計画は効果的 で実現可能なものである か確認する。(経費等)	3	
İ	提案はあるが実現性に欠ける。	(魅力向上事業)		1	
14 /	ム報活動の内容及び実現性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			(5点満点)	
	効果的で実現性のある優れた提案がある。	「①施設の管理運営方針-2」		5	
	実現性のある提案がある。	【施設の運営について】 1. サービスを向上させるため の方策	その広報活動は実現可能 なものであるか確認す る。(経費等)	3	
	提案はあるが実現性に欠ける。			1	

	審査基準	審査基準の	の要点	配点	採点
Ш	施設の管理を安定して行う能力を有していること			26点満点中	
15	組織の配置人員の妥当性		①責任者にはどういう人 を配置予定か。(統括責任	(5点満点)	
	常時勤務する責任者及び担当者が適正に配置されており、円滑な運営のための効果的で実現性のある優れた配置体制、勤務体制などの提案がある。	」 ◎事業計画書 「①施設の管理運営方針-2」 【施設の管理について】	者・利用関連業務責任 者・維持管理業務責任者 が、配置されているか)	5	
	責任者及び担当者の配置等が適切である。	1. 職員の配置 「⑤管理運営体制」	②従事者は専任か。勤務 体制はどうか。 (適切な 人員が配置されている	3	
	提案はあるが適正な配置に欠ける。		か) ③十分な人員が確保され ているか。	1	
16	指導育成、研修体制の妥当性		接遇研修、技能研修等、	(5点満点)	
	指導育成、研修計画、管理業務のマニュアル作成及び運用について、効果的で実現性のある優れた提案がある。	【施設の管理について】	管理運営に必要な研修を 適切に行う計画があるか	5	
	指導育成、研修計画、管理業務のマニュアル作成及び運用について、実現性のある提案が ある。		審査する。また管理業務 のマニュアルを作成し運 用する準備があれば加点	3	
	提案はあるが実現性に欠ける。	- 「②官理選呂体制」	する。	1	
17	緊急時・災害時の危機管理体制・対応			(5点満点)	
	効果的で実現性のある優れた提案がある。	◎事業計画書	人員配置体制等、緊急時	5	
	実現性のある提案がある。	- 「①施設の管理運営方針-3」 【緊急時対策について】	等の対策が万全の体制といえるか審査する。	3	
	提案はあるが体制・対応の内容が充分ではない。			1	
18	収支計画の妥当性			(3点満点)	
	具体的な根拠・事業計画に基づく収支の分析・積算を行っており、現実的である。	- ◎事業計画書	積算方法を確認し、良好	3	
	根拠にやや疑問があるが積算は妥当であり、安定的な運営に期待が持てる。	「③指定期間の収支計画」	な収支計画か判断する。	2	
	根拠がなく、積算の妥当性が判断できないが、過大な収入を見込むことなく、概ね適正な 収支計画となっている。	Eな		1	
19	類似施設の運営経験		類似施設の運営実績があ	(5点満点)	
	指定管理者として公園施設の運営実績がある団体。	◎事業計画書「現在運営している或いは過去		5	
	業務委託等による公園施設の維持管理を行った実績がある団体。	に運営していた主な類似施設 等」、添付資料「過去の指定実 績がわかる書類等」	るか確認する。	3	
	上記の経験がない団体。			1	
20	団体の財政状況			(3点満点)	
	直近2年間、適正な財務処理がなされていて、債務超過がなく、リスクに耐えうる良好な 財務状況が認められる。	- ◎添付書類 団体概要書・事業及び決算報告	 ①良好な財務状況か判断 する。	3	
	直近2年間、適正な財務処理がなされていて、債務超過がない概ね適切な財務状況と推測される。	書・国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類等	②国税及び地方税の滞納がないこと。また、債務 超過でないこと。	2	
	過去の実績から判別できないが、概ね適切な財務状況と推測される。			1	
	審査基準	審査基準の	D要点	配点	
IV	施設の管理経費の縮減が図られていること	<u>I</u>		8点満点中	
21	維持管理経費の縮減策と実現性			(3点満点)	
	運営に係る経費の縮減に向けて創意工夫が組み込まれており、効果的で実現性のある優れた提案がある。	 ◎事業計画書 「①施設の管理運営方針 - 1] 【管理運営を行うに当たっての	無理な経費削減を行って	3	
	運営に係る経費の縮減に向けて、実現性のある提案がある。	経営方針について】	いないか判断する。	2	
	提案はあるが実現性に欠ける。	- 「③指定期間の収支計画」		1	
22	指定管理料 (5年) の提示額			(5点満点)	
	5年間の指定管理料の提示額(税抜)が市の示した限度額の95%未満 【提示額(税抜)が 208,116,500円未満】	○ ★ 3 *		5	
	5年間の指定管理料の提示額(税抜)が市の示した限度額の95%以上100%未満 【提示額(税抜)が 208,116,500円以上 219,070,000円未満】	」◎事業計画書 「④指定管理料」	金額の確認	3	
	5年間の指定管理料の提示額(税抜)が市の示した限度額と同額 【提示額(税抜)が限度額と同額 219,070,000円】			1	
		<u> </u>	1		

	計
100点満点	

南部地区都市公園外施設指定管理者募集要項

令和5年12月

山陽小野田市建設部都市計画課

南部地区都市公園外施設指定管理者募集要項

南部地区都市公園外施設の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

南部地区都市公園外施設(表-1参照)

(2) 所在地

山陽小野田市内(表-1参照)

(3) 施設規模・施設の使用料

(表-1、表-2参照)

(4) 主たる施設の利用状況(令和4年度)

施設名	利用人数	利用料金		
浜河内緑地庭球場	2, 109人	323,950円		

2 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体又は複数の法人等で構成する共同事業体(以下「団体」という。法人格は不要。ただし個人は除く。)で、指定管理期間中、安全かつ 円滑に施設の管理運営ができるもの。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続、民事再生法(平成11年 法律第225号)に基づく民事再生手続、会社更生法(平成15年法律第154 号)に基づく会社更生手続又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別 清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立てを行っていないこ と、又はこれらの手続を行っていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条に 規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。
- (6) 共同事業体においては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同事業体の構成員又は他の応募者でないこと。

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び例規の規定を遵守し管理を行うこと。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3)業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報(以下「利用者等の個人情報」という。)を適切に取り扱うこと。
- (4) 施設管理に係る情報及び利用者等の個人情報は市の情報公開制度に準じた開示を

行うこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

- (1) 公園の維持管理に関する業務
- (2) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 ※ なお、詳細については、別に定める「南部地区都市公園外施設指定管理業務仕 様書」に従い実施するものとします。

5 指定の期間

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までの5か年とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消すことがあります。

6 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
 - ① 施設の管理運営方針
 - ② 指定期間の業務計画
 - ③ 指定期間の収支計画(年度ごと、合計)
 - ④ 指定管理料(年度ごと、合計)※7(2)で定める額を上限額とします。
 - ⑤ 管理運営体制(組織・人員体制・勤務体制・雇用計画等)
 - ⑥ その他必要事項
- (3) 応募の資格及び要件に関する書類(団体概要書、直近2か年度の事業及び決算報告書、役員名簿等)
- (4) 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書(法人の場合)
- (6) 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類
- (7)過去の指定実績がわかる書類(該当の場合のみ)
- (8) 応募資格に関する調査に同意する書類(様式第3号)
- (9) 共同事業体協定書兼委任状 (様式第6号) ※共同事業体で参加する場合のみ提出
- (10) 共同事業体体制一覧(様式第7号)

- ※共同事業体で参加する場合のみ提出
- ※申請に当たって提出していただく書類は、原則として山陽小野田市情報公開 条例による情報公開の対象となります(ただし、山陽小野田市情報公開条例 第9条各号に定める非公開情報に該当するものを除く)。

7 利用料金及び指定管理料

- (1) 利用料金
 - ① 指定管理者は、施設の使用料等を利用料金として自らの収入とします。収受した利用料金は、施設の管理運営に要する経費に充てるものとします。
 - ② 利用料金の額及び減額又は免除については、山陽小野田市都市公園 条例によるものとします。

(2) 指定管理料

① 利用料金収入のほかに、施設の管理運営に要する経費に充てるため市は指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を限度額として指定管理料を支払います。

| 5 か 年 合 計 | 219,070,000円(税抜き) 別に消費税及び地方消費税の額を加算します。

- ※ 指定管理者の業務にかかる経費には、人件費、需用費、役務費、委託料、イベント等実行費、使用料及び賃借料、原材料費、備品費、租税公課が含まれ、電気料金、水道料金、ガス料金、下水道料金、汲み取り料金、電話代等もその経費に含みます。ただし、焼野海岸排水機場の電気料金、水道料金、電話料金と竜王山公園多目的施設、竜王山公園山頂トイレのくみ取り料金は、指定管理料から除外します。なお、応募において指定管理料が限度額を上回ることのないようにしてください。
- ② 指定管理料の額は、指定管理者の業務にかかる経費の支出見込額から利用料金等の収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、市と指定管理者の2者で締結する協定において定めます。
- ③ 指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として変更しません。 また、指定管理者の経営努力により、生じた利益については、原則として指定 管理者の利益とします。

8 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、別紙現地説明会参加申込書(様式第4号)に団体の名称及び参加される方の氏名を記入の上、令和5年12月19日(火)までに提出してください。

- (1) 開催日時 令和5年12月22日(金)午前9時から2時間程度
- (2) 開催場所 竜王山公園多目的施設研修室
- (3) 留意点
 - ① 説明会への参加は希望者のみであり、応募要件ではありません。
 - ② 募集要項等の配付は行いませんので、各自持参してください。

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受付けます。

- (1) 受付期間 令和5年12月13日(水)から12月27日(水) (午前8時30分から午後5時15分まで)
- (2) 受付方法 別紙質問書(様式第5号)に記入の上、都市計画課に直接提出、ファックス、郵送又は電子メールで提出してください。直接提出以外の場合は、着信確認を行ってください。(直接提出の場合は、土日祝日を除く。)
- (3)回答 令和6年1月5日(金)(予定) 市ホームページにて回答の閲覧を供します。再質問は、初日に限り受付けます。

10 募集要項の配布場所及び申請書の提出先並びに提出方法及び提出期間

(1)配布場所・提出先

山陽小野田市都市計画課(市役所別館1階)

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

電話 0836-82-1162 ファックス 0836-84-7129

※募集要項は市ホームページからダウンロードもできます。

(2) 提出方法

書留郵便又は持参

※電子メール、ファックスでの提出は認めません。

(3)配布・提出期間

令和5年12月13日(水)から令和6年1月19日(金)までの日(土日祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

※郵送の場合、最終日の午後5時15分までに必着のこと。

(4) 提出部数 正本1部及び副本8部

※市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

※受付期限を過ぎての申請書類の訂正は、原則として認めません。

※申請書類にページ番号を付記すること。

11 選定方法

指定管理者選定委員会において、各委員が選定基準に沿って、それぞれ審査し、 審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補者として選定します。

【選定基準】① 市民の平等な利用が確保されること。

- ② 施設の効用が最大限に発揮されること。
- ③ 施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- ④ 施設の管理経費の縮減が図られていること。
- ※選定委員会で審査した結果、施設の管理を行うに適当と認められる者いないと 判断された場合は、改めて指定管理者の募集を行います。

12 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

13 無効又は失効

次の事項に該当する場合は、無効又は失効となることがあります。

- (1) 申請書の提出先、提出方法、提出期限が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) 提案された指定管理料が上限額を上回ったとき
- (6) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められたとき。

14 選定委員会

令和6年1月25日(木)に実施します。(予定)

※都合により変更となる場合があります。

当日は、申請団体によるプレゼンテーションを行っていただきますので出席方お願いします。時間、場所等については後日連絡します。

15 選定結果

結果については、後日、各申請者に文書で通知します。

16 指定管理者の決定及び指定管理料

(1) 指定管理者は、令和6年3月山陽小野田市議会の議決を経て決定(指定)されます。なお、議決が得られなかったときは、市は指定管理者の指定は行いません。 この場合において、市及び指定管理者候補者は、互いの相手方に損害賠償の請求 は行わないものとします。

- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の指定管理料は 当該年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった指定管理料の提案額 を下回る場合があります。
- (3) 協定等の解釈に疑義が生じた場合又は定めのない事項が生じた場合については、 市と指定管理者とは誠意をもって協議するものとします。
- (4) 指定管理者の決定後に辞退する場合は、辞退により生じた市が受ける損害の全部 又は一部について賠償するものとします。

17 その他

- (1) 既定の様式は、別添のとおりです。
- (2) 提出書類は、お返しできません。
- (3) 提出書類は、選定協議の目的で使用する場合に限り複写します。
- (4) 提出書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。
- (5) 受付期限を過ぎての申請書類の訂正は、原則として認めません。
- (6) 指定管理者候補者に選定された場合、申請者固有のノウハウなど外部への報告に適さない情報を除いた「提案概要書」を選定後速やかに提出していただき、本資料を用いて議会等への報告を行うことで、著作権及び知的財産権の取扱いに留意します。また、提案概要書の内容は、議会、報道機関への情報提供及び市の広報媒体での掲載のために無償で使用することができるものとします。なお、申請者が、提出書類の内容に固有のノウハウなど外部への報告に適さない情報が含まれていないと判断する場合、提案概要書の提出を省略することができます。
- (7) 市から提供された募集要項、関連資料等は本募集に係る書類作成のために利用する以外は利用を認めません。
- (8) 市は、天変地異、政策変更等やむを得ない事業がある場合は、本募集を凍結し、 又は中止する場合があります。

表-1

南部地区都市公園他施設

番号	種目	公園名	所在地	面積(ha)	備考
1	緑地公園	浜河内緑地	大字小野田字高尾他	20.30	庭球場
2	総合公園	竜王山公園	大字小野田	46.00	多目的施設研修室 (管理はオートキャンプ 場除く)
3	近隣公園	本山岬公園	大字小野田字赤崎	3.50	
4	海浜公園	きららビーチ焼野	大字小野田字参の介永	3. 27	
5		笹尾公園	大字小野田字須田の木他	0.38	
6		西の浜2号公園	赤崎一丁目	0.45	
7	4日 八国	松浜1号公園	大字小野田字弐の介永	0.26	
8	街区公園	松浜2号公園	大字小野田字壱の後地潟	0.29	
9		本山児童運動公園	大字小野田字角井原	0.60	
10		大須恵ふれあい公園	大字小野田字一ノ大須恵	0.17	
		合計	75. 22		

表-2

山陽小野田市都市公園条例に基づく施設使用料

有料公園施設	時間区分	午前9時から〕	E午まで	正午から午後5時まで	午後5時から日没まで	
名	使用区分					
浜河内緑地	一般使用		100円	100円	100円	
庭球場	高校生以下		50円	50円	50円	
	市外申込者の使用料は、定	額の3倍とする	00			
竜王山公園	区分		金額			
	多目的施設研修室		1時間に	つき310円		

備考

- 1 使用時間は、準備及び片づけに要する時間を含む。
- 2 使用時間に時間区分帯の欄の時間(1日が単位の場合は1日、1時間が単位の場合は1時間)に満たない時間があるときは、当該区分に掲げる時間を使用したものとして使用料を徴収する。
- 3 きららビーチ焼野のシャワー使用料は200円、コインロッカー使用料は100円とする。

問い合わせ先

山陽小野田市建設部都市計画課 管理緑地係

電話 0836-82-1162 ファックス 0836-84-7129

E-mail: toshikei@city.sanyo-onoda.lg.jp

市公式ホームページ: https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp

山陽小野田市長 藤田 剛二 あて

所 在 地 申請者 団 体 名 代表者氏名 電話番号

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする団体

名 称

事務所の所在地

- 2 管理を行おうとする公の施設の名称 南部地区都市公園外施設
- 3 添付書類
 - □ 事業計画書□ 応募の資格及び要件に関する書類□ 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類□ 登記事項証明書(法人の場合)□ 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類□ 過去の指定実績がわかる書類(該当の場合のみ)
 - □ 市長が必要と認める書類 (募集要項に記載された書類)

□ 応募資格に関する調査に同意する書類

(様式第2号)

南部地区都市公園外施設指定管理に関する事業計画書

団 体 名		
代表者氏名	設立年月日	
団体所在地		
電話番号	FAX	
E-mail		

現在運営している或いは過去に運営していた主な類似施設等

施設等の名称	所 在 地	主な業務内容	運営年月
			開始
			終了
			開始
			終了

現在運営している或いは過去に運営していた上記以外の主な施設

施設等の名称	所 在 地	主な業務内容	運営年月
			開始
			終了
			開始
			終了
			開始
			終了

(事業計画書)

① 施設の管理運営方針-1 【管理運営を行うに当たっての経営方針について】 【安心・安全の面からの管理運営の具体策などの特徴的な取組について】

(事業計画書)

①施設の管理運営方針-2

【施設の管理について】 1. 職員の配置(指揮命令系統のわかる組織図を含む)
2. 職員の研修計画
3. 経理
【施設の運営について】 1. サービスを向上させるための方策
2. 利用者等の要望の把握及び現実策
3. 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
4. その他(地域の連携、他施設との連携)

(事業計画書)

① 施設の管理運営方針-3 【個人情報の保護の体制と措置について】 【緊急時対策について】 1 防犯、防災の対応 2 その他、緊急時の対応 【団体の理念について】 1 団体の経営方針 2 指定管理者の指定を申請した理由 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望 【その他 特記すべき事項】

②指定期間の業務計画-1 (維持管理)

	一般,中容符				
事業名	目的・内容等	実施時期・回数			

②指定期間の業務計画-2 (周辺施設連携事業・自主事業)

事業名	目的・内容等
(周辺施設連携事業)	
(自主事業)	
(1 1 / ///	

② 指定期間の業務計画-3 (魅力向上事業)

② 指定期間の業務計画·	一 3 (魅力问上事業)	
事業名		目的・内容等
(魅力向上事業)		

1	③指定期間の . 収入の部	ク収支計画	(牛皮こと	:、合計)				(単位:	千円)	
ſ	項目	内	訳	金	額(種	说抜)	金	額	(税込)	備	考
ŀ											
L	Lette - Im	収入合計	(A)								
2 [・支出の部	-1-	∴ ⊢		<i>₩</i> (1	74 1-1/		nt-size	(4以) 1)	/#:	- 1 γ.
_	項目	内	訳 	金	額(私	兄扱 <i>)</i>	金	額	(税込)	備	考
	人件費										
	需用費										
	役務費										
	委託料										
	イベント等 実行費									周辺施設業に係る	
	提案事業費									魅力向上 係る経費	
	使用料及び 賃借料										
	原材料費										
	備品費										
	租税公課										
	支	E出合計 (B)									
L				1			1			ı	
	収支	(A) —	(B)								

[※]本様式は、年度ごと及び全体がわかるように作成のこと

[※]税込表記の消費税及び地方消費税については、10%で算定してください。

④指定管理料

指定管理料					
年度	金額(税抜)	金額(税込)	備考		
令和6年度					
令和7年度					
令和8年度					
令和9年度					
令和10年度					
合 計					

[※]税込表記の消費税及び地方消費税については、10%で算定してください。

[※]管理経費の縮減を図り、指定管理に要する額を十分に精査して、指定管理料の限度額内で指定管理料を提示してください。

⑤管理運営体制 1. 組織 2. 人員体制 3. 勤務体制 ⑥その他必要事項 【その他必要事項】

同意書

令和 年 月 日

山陽小野田市長 藤田 剛二 あて

所在地

団体名 印

代表者氏名 印

連絡先等 (電話、FAX)

指定管理者指定を申請にするに当たり、応募資格に関して必要がある場合は山陽 小野田市が関係機関に対して調査を行うことに同意します。

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

山陽小野田市長 藤田 剛二 あて

所在地

団体名

担当者氏名

連絡先等(電話、FAX)

南部地区都市公園外施設指定管理に係る現地説明会への参加を申し込みます。

用部地区都市公園外施設指足官连に保る境地説明云、砂参加を中し込みまり					
参加者氏名					

提出先:〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

山陽小野田市建設部都市計画課

TEL 0836-82-1162

FAX 0836 - 84 - 7129

質 問 書

令和 年 月 日

山陽小野田市長 藤田 剛二 あて

団体名

担当者氏名

連絡先 電 話 FAX等

南部地区都市公園外施設指定管理者募集要項について、次のとおり質問します。

番号	項目	質	問	事	項	

- ※ 項目欄には募集要項等の頁、見出しも記載してください。
- ※ 頁が不足の場合は、複数頁にわたっても構いません。

提出先:山陽小野田市建設部都市計画課

(様式第6号)

共同事業体協定書兼委任状

令和 年 月 日

山陽小野田市長 様

共同事業体名:

代表団体 所 在 地

名 称

代表者職氏名

(EJ)

件 名 南部地区都市公園外施設指定管理者

上記件名の公募に参加するため、募集要項に基づき、共同事業体を結成し、山陽小野田市との間における下記事項に関する権限を代表団体に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

す。	
共同事業体の	
名称	
共同事業体の	所在地
代表団体	名称
(受任者)	職・氏名
共同事業体	
事務所所在地	
	所在地
	名称
共同事業体の	職・氏名
構成団体	- ボナ W
(委任者)	所在地 名称
4日本**サウ	職・氏名 ・ ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロ
共同事業体の	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3か月を経過する日まで。ただし、
成立、解散の	当共同事業体が上記件名の指定管理者とならなかった場合はただちに解散します。ま
時期及び委任	た、当共同事業体の構成団体の脱退又は除名については、事前に市の承認がなければこ
期間	れを行うことができないものとします。
	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 応募書類の提出に関する件
委任事項	3 応募の辞退に関する件 4 協定締結に関する件
	5 委託料の請求受領に関する件 6 契約に関する件
	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。
その他	2 この協定書に定めのない事項については、構成団体全員により協議することとしま
	す。

(備考) 共同事業体を結成して公募に参加する場合はこの様式を提出してください。また、 共同事業体の構成団体の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

共同事業体体制一覧

令和 年 月 日

(共同事業体の名称)

注) 構成団体が特定できるような名称にしてください。

〔代表団体 連絡先等〕

名称

	所在地			
	代表者 (職・氏名)			
	担当者		部署·役職	
	連絡先	TEL: E-mail:	∕FA	X:
〔構	成団体 連絡	先等〕		
	名称			
	所在地			
1	代表者 (職・氏名)			
	担当者		部署·役職	
	連絡先	TEL: E-mail:	/FA	X:
	名称			
	所在地			
2	代表者 (職・氏名)			
	担当者		部署·役職	
	連絡先	TEL: E-mail:	/FA	X:

注) 共同事業体の構成団体の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

南部地区都市公園外施設指定管理業務仕様書

令和5年12月

山陽小野田市建設部都市計画課

南部地区都市公園外施設指定管理業務仕様書

指定管理者は、南部地区都市公園外施設(以下「公園施設」という。別紙1、 別紙2「公園維持管理地区一覧表」)について、この仕様書に基づき、公園施設 の管理に関する業務(以下「管理業務」という。)を行わなければならない。

1 管理業務の実施にあたっての基本方針

指定管理者は公園施設を管理するにあたり、次に挙げる項目により管理を行うものとする。

- (1) 公園を広く市民の利用に供するとともに、公園の適正な管理を実施すること。
- (2)地域住民や利用者の意見及び要望を管理運営に反映し、サービスの向上を図ること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的かつ効果的な管理を行うこととし、環境負荷の低減と施設の保全に努め、運営費の縮減に努めること。
- (5) 利用者の平等な利用を確保し、正当な理由がない限り施設の利用を拒まないこと。
- (6) 指定管理者は、業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、一部の業務を第三者に委託する場合は市の承認を得ること。

2 法令の遵守

管理業務の実施にあたっては、次の法令等を遵守すること。

- (1) 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
- (2) 海岸法、海岸法施行令、海岸法施行規則
- (3) 地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則
- (4) 山陽小野田市都市公園条例、山陽小野田市都市公園条例施行規則
- (5)個人情報保護法、山陽小野田市行政手続条例、山陽小野田市個人情報保護法施行条例、山陽小野田市情報公開条例、山陽小野田市暴力団排除条例、山陽小野田市財務 規則、山陽小野田市指定管理者指定手続条例
- (6) 労働基準法等、職員の労働条件に関する法規
- (7)消防法、建築基準法、労働安全衛生法、電気事業法、浄化槽法等、施設の維持又は 設備の保守に関わる法規
- (8) その他公園施設の管理運営に関連する法規

3 管理運営に関する基準

(1) 有料公園施設の供用日及び供用時間は下表のとおりとする。

有料公園施設の名称	供用日	供用時間
浜河内緑地庭球場	1月4日から12月28日まで	午前9時から日没まで
竜王山公園多目的施設	"	午前9時から午後10時まで

※指定管理者は、必要があると認めるときは、山陽小野田市(以下「市」という。)の 承認を受けて、供用日又は供用時間を変更することができる。この場合は、利用者に 対してその旨について周知を図ること。

(2) 利用料金

- ① 別紙3「山陽小野田市都市公園条例に基づく施設使用料」の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けた利用料金を施設利用者から徴収すること。
- ② 利用料金を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- ③ 利用料金の減額又は免除の決定は、山陽小野田市都市公園条例施行規則に基づく。

(3) 使用の制限

- ① 指定管理者は、市が必要と認める場合を除き、施設をその目的外に使用 することはできない。
- ② 市の承認なしに、施設の設備及び備品を第三者に譲渡し、転貸し、又は貸借権その他使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできない。
- ③ 次に該当する場合は、使用を許可することはできない。
 - ア 公の秩序又は風紀を乱す恐れがあると認められるとき。

例示:暴力団の構成員等他人に不快感を与える恐れがある者 騒音の発生、暴力行為等他人に迷惑な行動をする者

- イ 施設又は設備を損傷し、若しくは滅失する恐れがあると認められると き。
- ウ 管理上支障があると認められるとき。
- エ その他利用上適当でないと認められるとき。

4 指定管理者が行う管理業務

指定管理者が行う管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 公園施設の利用に関する業務
 - ① 公園施設の案内、利用受付業務
 - ア 公園施設の利用者(以下「利用者」という。)からの問合わせについての案 内及び対応
 - (ア) 利用者からの問合わせについては、丁寧かつ適切な対応を行うこと。

(イ)公園施設に関する要望又は苦情に対しては、誠意をもって対応し、その内容及び講じた措置を記録し、必要に応じて市に報告すること。

イ 有料公園施設使用の受付

- (ア) 有料公園施設の使用及び器具等の使用申込みについては、使用許可申請書 (指定管理者が定める任意の様式とする。)により受付けること。
- (イ)競技会、イベント、集会等による占用使用の場合は、主催者と事前に使用 する施設及びその範囲、使用器具及び使用時間、留意事項について打合わ せを行うこと。

ウ きららビーチ焼野のシャワー、ロッカー施設使用の受付

② 利用指導、相談業務

ア 公園施設、器具及び機材等の利用に係る指導、助言

- (ア) 利用者からの問合わせについては、丁寧かつ適切な対応を行うこと。
- (イ) 利用者の安全確保のため、競技用器具、機材等の設置につき必要に応じて 立会うこと。
- (ウ) 利用者が安全に公園施設を利用できるよう、指導、助言及び支援を行うこと。
- (エ) 有料公園施設使用後の利用者に、貸出器具、用具の返却及び清掃の指示を 行うこと。
- イ 公園施設の利用状況の巡視及び指導

公園内を巡視し利用者の利用状況を確認するとともに、安全管理上問題がある場合は利用者に指導又は協力の要請を行うこと。

③ 利用者ニーズの把握

- ア 指定管理者は利用状況や利用者の意見、満足度等を把握するため利用者アンケートを実施するなど、利用者ニーズの把握に努め市に報告すること。
- イ アンケート調査後は、内容について分析し、その後の管理運営業務に適切に 反映させること。
- ④ 利用促進業務

指定管理者は公園の効用を最大限発揮するため、利用促進に努めるものとする。

ア 啓発業務

イ 広報業務

公園の利用促進に効果ある宣伝広報を行うこと。

- (ア) 公園施設見学者の対応
- (イ) その他指定管理者が必要と認める広報業務
- ウ 利用促進に係るサービスの提供

利用促進に係る各種サービスの提供を行うこと。サービス提供については、指定管理者の自由な発想に基づく創意工夫に委ねるので、特に基準は設定しない。ただし新サービスの実施にあたっては、事前に市と協議をすること。

⑤ その他

その他、公園施設の利用に係る業務を行うこと。

(2) 許可に関する業務

- ① 有料公園施設の使用許可
 - ア 山陽小野田市都市公園条例(以下「条例」という。)第7条第1項で規定する有料公園施設の内、浜河内緑地庭球場の使用についての申請(3の(1)の①のイに係る申請)に対して許可又は不許可の決定をすること。
 - イ 許可又は不許可の決定にあたっては、公園が公の施設であることを鑑み、不 平等な取扱いをすることのないよう留意することとし、許可又は不許可に疑 義が生じた場合は、市と協議すること。
 - ウ 許可にあたっては、公園施設の管理のため必要な範囲内で条件を付すること ができることとする。
- ② 許可の取消し、効力停止、条件変更
 - ア 上記①の許可は、次の場合に取消し又は効力の停止、許可に付した条件の変 更ができるものとする。
 - (ア)条例に違反した場合
 - (イ) 許可に付した条件に違反した場合
 - (ウ) 偽りその他不正な手段により許可を受けた場合
 - イ 上記アにより許可を取り消し、又は効力の停止をした場合は、速やかに市に 報告すること。

(3) 利用料金の収受等に関する業務

利用料金の収受にあたっては、有料公園施設の使用目的、使用者及び使用日時に応じて料金区分が異なるので、別紙3「山陽小野田市都市公園条例に基づく施設使用料」の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けた利用料金を施設使用者から徴収すること。(利用料金を変更するときも同様にあらかじめ市長の承認を受けること。)なお、利用料金の減額又は免除の決定は、山陽小野田市都市公園条例施行規則に基づくものとする。

(4) 公園施設の維持管理に関する業務

公園施設の維持管理にあたっては、利用者が公園施設を安全かつ快適に利用できる状態を常に維持すること。当業務の内容は次のとおりとし、各施設の業務基準の詳細は別紙4「公園施設別維持管理業務基準書」(以下「基準書」という。)に示すとおりとする。また、浄化槽維持管理業務については別紙6-1、別紙6-2、別紙6-3、別紙6-4の委託仕様書に基づいて実施し、焼野海岸排水処理施設維持管理業務については別紙7の委託仕様書に基づいて実施すること。

① 植物管理

公園内の樹木、芝生、草花等の維持管理

- ア 常に良好な状態を維持し、植物の特性にあった管理を行うこと。
- イ 景観の向上、環境保全、防災機能といった公園内の植物がもたらす効用に留 意した管理を行うこと。

ウ 上記ア、イの達成のために必要があると認められる場合は、基準書の記載の 有無に関わらず、必要な措置を講ずること。

② 施設管理

ア 指定管理者は、建築物、電気設備、機械設備、工作物等の適切な維持管理を 行うこと。なお、防火管理者を1名配置すること。

(ア) 点検、保守

公園施設の設備等の機能状態や劣化の程度を検査し、適切な保守により機能の維持を図るとともに、機能に異常又は劣化が生じた場合は、速やかに部品交換、修繕等必要な措置を講ずること。

(イ) 運転、監視

公園施設の設備等を正常に稼働させること。

(ウ) 清掃

利用者が快適に公園施設を利用するために、施設を清潔な状態に保つとともに、施設保全の観点からも適正な清掃を実施すること。

(エ) 警備

- ⑦ 火災・盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止するため、定期 的に施設を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常箇所の発見に努め ること。
- ② きららビーチ焼野管理棟においては機械警備を実施すること。なお、現在は以下の仕様にて機械警備を実施している。
 - ・警備委託会社 セコム(株)
 - ・警備の方式 セコムSXシステム
 - ・業務の種類 防犯サービス・火災監視サービス
 - ・警備区域 きららビーチ焼野管理棟
 - ・警備時間 平日17:30~翌8:30 (休日24時間)
- イ 適正な施設管理のために必要があると認められる場合は、基準書の記載の有 無に関わらず必要な措置を講ずること。

③ 施設修繕

修繕料は、市が定めた額(年間140万円(消費税及び地方消費税を含まず))の範囲で行うものとする。ただし、一件あたり10万円以上(消費税及び地方消費税を含まず)の経費がかかる場合は、市と協議を行った上で行うこと。

(5) 備品管理業務

- ① 市は、現に所有する備品及び貸出用備品については、指定管理者に無償で貸与することとする。なお、指定管理業務に必要な備品を指定管理者が指定管理料で購入した場合は、市の所有とする。ただし、これにより難い場合は、市の承認を得て指定管理者の所有物とすることができる。
- ② 指定管理者が自らの費用で備品を購入した場合は、その所有権は指定管理者に属する。

- ③ 新たな備品及び貸出用備品はあらかじめ市と協議の上、購入するものとする。
- ④ 市の所有に属する備品及び貸出用備品は、備品台帳を備えてその保管に係る物品を管理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告するものとする。

(6) 周辺施設連携事業の企画及び実施

都市公園外施設において、自らの提案により事業目的、各種法令、例規等を満たす範囲において、市が行う C. C. Z に位置する施設(きらら交流館、きららガラス未来館、竜王山公園オートキャンプ場など)と連携し、焼野エリア全体での交流促進によるにぎわいの創出を図る事業の実施に努めること。

なお、企画・運営の詳細は指定管理者からの提案とするが、実施に当たっては、あらかじめ市と協議した上で実施すること。

- ① 利用者の拡大及び集客アップに向けた取組
- ② リピーターを獲得するためのイベント
- ③ 市内外への認知度向上に向けた取組
 - ※地域のボランティア団体や事業者、山口東京理科大学など周辺の関係者と協力 し、業務の実施に努めること。

(7) 自主事業の企画及び実施

- ① 指定管理者は、指定管理業務の運営を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、施設の目的に沿った自主事業を行うものとする。
- ② 自主事業の実施により得た収益は指定管理者の収入とするが、自主事業に要する経費に市が支払う指定管理料を充てることはできない。
- ③ 自主事業の実施に伴う一切の責任を指定管理者が負うものとする。
- ④ 自主事業の実施に当たっては、市と協議の上、必要な許可手続き等を経て実施し、報告すること。
- ⑤ 経理区分については、指定管理業務に係る経費と自主事業に係る経費を区分して整理すること。

(8) 魅力向上事業の企画及び実施

対象施設について課題を抽出し、自らの提案により事業目的、各種法令、例規等を満たす範囲において、地域の拠点となる公園・緑地の魅力や利便性の向上につながる事業の実施に努めること。

なお、事業の詳細は指定管理者からの提案とするが、実施に当たっては、あらかじめ市と協議した上で実施すること。

- ① 对象施設: 竜王山公園、浜河内緑地、本山岬公園
- ② 都市公園等の保全・整備など魅力の向上につながる取組
- ③ 都市公園等の利便性の向上につながる取組

※魅力向上事業に係る経費の上限は、指定管理期間(5ヶ年)において、総額 1,000万円(消費税及び地方消費税を含まない)までの範囲内とする。

※対象施設として3施設を示しているが、個別の施設に焦点を当てた提案 (2 施設または1施設) も可能とする。

(9) 施設賠償責任保険の加入

本市の施設は全国市長会市民総合賠償補償保険に加入しており、平成23年度の制度改定により、指定管理者が負うべき賠償責任についても指定管理者そのものを被保険者とみなし、市の責任と同様に本保険の対象となったが、施設内で指定管理者が独自の事業を運営する場合の賠償責任はその指定管理者が負うこととなるので、指定管理者は、施設賠償責任保険に加入すること。なお、その補償額は、下記の額以上とする。

- ・対人賠償 1名につき 5,000万円 1事故につき 5億円
- ・対物賠償 1事故につき1,000万円
- (10) 公共機関、各種団体、地域住民との連絡調整業務
 - ① 公共機関、各種団体、地域住民と協調を図り、利用促進に努めること。
 - ② 公共機関、各種団体、地域住民からの依頼、要請に対しては誠意をもって対応すること。

(11) 事業報告

事業に関する報告書その他市が求める資料を市が指定した期日までに提出すること。

- ア 各年度の事業計画書
- イ 月次業務報告書及び四半期次業務報告書
- ウ 次の事項を記載した各年度事業終了後の事業報告書
- (ア) 管理業務の実施状況に関する事項
- (イ) 施設の利用状況に関する事項
- (ウ) 施設の使用料の状況
- (エ)管理に係る経費の収支状況
- (オ) セルフモニタリング結果
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項
- エ その他市が求める資料等

(12) 災害時、緊急時の対応

- ① 災害、事故等緊急時には、利用者の安全確保を図り、関係機関と連携をとりながら迅速かつ的確な対応をすること。あわせて速やかに市に状況報告を行うこと。
- ② 台風、豪雨等自然災害により公園施設に被害が生じた場合は、速やかに市に報告すること。

③ 緊急時に備えて危機管理体制を整えておくこと。

(13) 管理業務のマニュアル化等

管理業務の平準化のため次の事項に留意すること。

- ① 指定期間中に、管理業務のマニュアル化を行うこと。
- ② 指定期間中に、現存する図面の整理に努めること。
- ③ 指定期間を通じて生じた管理運営方法又は施設及び設備の変更事項を記録に残すこと。
- ④ 施設の利用状況、施設の維持管理に係る作業状況については、必ず記録に残し、 整理された状態で保管すること。

(14) 経理事務

- ① 公共料金、物品購入、役務の対価の支払い等、施設の管理運営に要する経費の支払いは適切に行うこと。
- ② 収支計算等の経理を行うこと。
- ③ 指定管理業務の経費及び収入は、指定管理者が行う他の事業と区別すること。

(15) 自動販売機の設置

① 施設利用者の利便性を高めるため飲料水等の自動販売機を以下の都市公園に設置すること。

ア 竜王山公園 2台

イ 浜河内緑地 1台

- ② 指定管理者は自動販売機設置に伴い発生するごみを適切に処理するため、指定管理者の設置する自動販売機付近に容器回収箱を設置し、ごみの回収を実施するとともに、整理整頓、清掃を実施すること。
- ④ 自動販売機の設置に当たっては転倒防止等の措置を施すこと。
- ⑤ 自動販売機の設置に伴う収入は指定管理業務の収入とする。
- ⑥ 自動販売機の設置に当たっては、山陽小野田市公園条例に基づく許可を受ける こと(毎年度提出)。

(16) セルフモニタリングの実施

事業者は、自らの運営業務及び維持管理業務のサービス状況を維持・改善するよう、 セルフモニタリングを実施すること。

セルフモニタリングの実施に当たっては、仕様書に示す業務について、具体的な項目や指標の達成目標を設定し、業務が確実に遂行されているか確認し市に報告すること。セルフモニタリングの結果を踏まえて、課題を確認した場合は、速やかな解決に努めること。

5 指定管理者の収入と支出

- (1) 指定管理者の収入
 - ① 指定管理料
 - ② 利用料金
 - ③ 自動販売機収入
 - ④ 自主事業による収入
 - (2) 指定管理者の支出
 - ① 人件費(現場職員の給料、交通費等)
 - ② 業務管理費(業務全般の総合調整に関する経費、現場職員の福利厚生費等)
 - ③ 事業費 (イベント等提案事業費等)
 - ④ 法定福利費
 - ⑤ 需用費(消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、保守点検費、10万円 (消費税及び地方消費税を含まない)未満で年間140万円(消費税及び地方消 費税を含まない)までの施設及び設備の修繕費等)
 - ⑥ 保険料
 - ⑦ 公租公課
 - ⑧ 自動販売機設置に係る費用

6 管理業務実施にあたって市及び指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

管理業務の実施にあたり、市及び指定管理者が費用及び危険を負担する範囲は、別紙 5-1、別紙 5-2 「市と指定管理者のリスク分担表」によること。

7 管理運営体制

管理業務の実施にあたっての管理運営体制は次のとおりとし、その者の氏名及び管理 運営体制表を市に提出すること。その者に異動があった場合も同様とする。

(1) 総括責任者

公園施設の管理業務全般の責任者として総括責任者を1名配置すること。

(2)業務責任者

利用関連業務(主として3の(1)、(2)及び(3)に関連する業務)、維持管理関連業務(主として3の(1)、(2)及び(3)を除く業務)の責任者を決定すること。

(3) 業務担当者

- ① 利用関連業務、維持管理関連業務を担当する者を配置すること。
- ② 業務担当者は、業務内容に応じて必要な知識及び技能又は資格を有する者を充てること。
- ③ 従事者は地元からの雇用を優先すること。

(4) 人員配置

管理業務の実施にあたっては、業務内容及び業務量を勘案して適切な数の人員を適 材適所に配置すること。

(5) 従事者の心得

- ① 物腰、言葉遣いが穏やかで利用者に印象の良い対応ができること。
- ② 利用者の安全に配慮し、事故が起こったときは迅速に対応すること。
- ③ 施設に対する問い合わせに適切に対応できる知識の習得をすること。

(6) 従事者についての留意事項

- ① 従事者が負傷、疾病その他の理由により業務遂行に支障がある場合は、速やかに 交代要員を確保すること。
- ② 従事者の労務管理、安全衛生管理等については、関係法令を遵守し適切に行うこと。
- ③ 従事者の資質を高めるため、施設の管理運営に必要な知識と技術を習得させる研修等を実施すること。
- ④ 自己研鑽及び応接態度・技術の向上等の管理指導など服務規律については従事者 に十分に教育を行うこと。

8 情報の取扱いに関する事項

- (1) 個人情報の保護に関する事項
 - ① 業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び山陽小野 田市個人情報保護法施行条例により、適正な取扱いをすること。
 - ② 業務上知り得た個人情報の保護については、指定管理者でなくなった場合も同様とする。

(2)情報の公開

- ① 公共施設の管理であることを認識し、山陽小野田市情報公開条例により、その管理運営についての透明性を高めるよう努めること。
- ② 個人情報の開示等、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、協定に定めるところにより遵守すること。

(3) 文書の管理

- ① 指定管理者は、管理業務に当たって、作成し、又は取得した文書について、適正な管理及び保存を行うこと。
- ② 指定管理者は、管理業務に係る関係帳票及び経理関係書類について整備し、指定期間満了の日から5年間保持しなければならない。

(4) 守秘義務

管理運営に際し知り得た情報を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。従事者及び指定管理期間満了後も同様とする。

9 指定管理者に対する監督

(1) 監督

市は指定管理者が管理する施設の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理運営の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(2) 指定の取消等

- ① 指定管理者が倒産した場合、指定管理者の財務状況が著しく悪化した場合又は指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができる。指定管理者は、これにより生じた損害を市に賠償するものとする。
- ② 指定管理者が市の指示に従わないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- ③ 天災その他の不可抗力により業務の継続が困難になった場合には、市と協議すること。
- ④ 前記③のほか、事業の継続が困難になった場合の対応については、双方が誠意をもって協議し、決定する。

(3) 監査

市の監査委員等が市の事務を監査する上で必要があると認めるときは、市は帳簿書類その他の記録を提出させ、並びに監査委員会への出席を求め、及び実地に調査することができる。

10 モニタリング

- (1) 市は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を 確保するため、以下のとおりモニタリングを実施する。
 - ① 業務計画モニタリング 指定管理者から提出される次年度の業務計画書の内容について、仕様書等に記載 された事項が満たされているか、確認を行う。計画内容によっては、状況確認等 を行う。
 - ② 業務報告モニタリング 指定管理者は、年1回、自己評価を含む報告書を提出し、市は当該報告に基づき 状況確認等を行う。

③ 随時モニタリング

市は指定管理者から毎月提出される月次報告書等を確認し、管理運営状況の把握をするとともに、仕様書等に記載された事項の実施状況によっては、必要に応じて随時に状況確認を行う。

(2) 是正勧告

モニタリングの結果、仕様書等に記載された事項の実施状況等に応じ、市は業務改善の助言、改善指導を行う。改善が見られない場合は、業務の停止や指定の取消しなどの措置を行うことがある。

11 引継ぎについて

業務引継ぎは、業務引継者、業務引受者及び市が立会の上で行わなければならない。

(1)業務開始について

指定管理者は、市の指示により、業務の開始前までに業務の引継ぎ及び各業務の習得を行うこと。なお、指定管理前の業務引継ぎ等に係る費用については次期指定管理者の負担とする。

(2)業務終了について

指定管理者は本業務の終了(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合を含む)に際し、本業務の終了の日までに、必要な事項を記載した業務引継書等を作成し、市又は市が指定するものとの間で、円滑かつ支障なく施設の管理業務を実施できるよう、適正な業務引継ぎ等を行わなければならない。また、指定管理期間終了後は、指定管理者が指定管理料を使用せず、自らの経費で調達した備品等の撤去を速やかに行い、市へ引き渡すこと。その際、撤去に要した費用は、全て指定管理者が負担すること。

(3)業務引継書について

- ① 業務引継書には、引継ぎの年月日を記載し、業務引継者と業務引受者が連署押印しなければならない。
- ② 業務引継書は、3通を作成し、そのうち2通は業務引継者と業務引受者が各1通を所持し、1通は市に提出しなければならない。

(4) 引継ぎに関する事項について

その他引継ぎに関する詳細については、市が別に定める事項によるものとする。

12 協定の締結

議会が指定管理者を指定した後、市と指定管理者は、業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結する。

- (1) 協定に定める事項
 - ① 事業計画に関する事項
 - ② 市が支払うべき管理費用に関する事項
 - ③ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - ④ 事業報告に関する事項
 - ⑤ その他必要と認める事項

13 その他留意事項

- (1)指定管理業務以外で都市公園を使用する場合は、山陽小野田市都市公園条例に基づく許可を受けなければならない(毎年度提出)。なお、使用に係る費用は指定管理者が負担し、収入は指定管理者のものとして、指定管理業務とは区別すること。
- (2)協定書及び業務仕様書等に定めのない事項の取扱 協定書及び業務仕様書に定めのない事項が発生したときは、市と指定管理者は誠意 をもって協議するものとする。

南部地区都市公園外施設

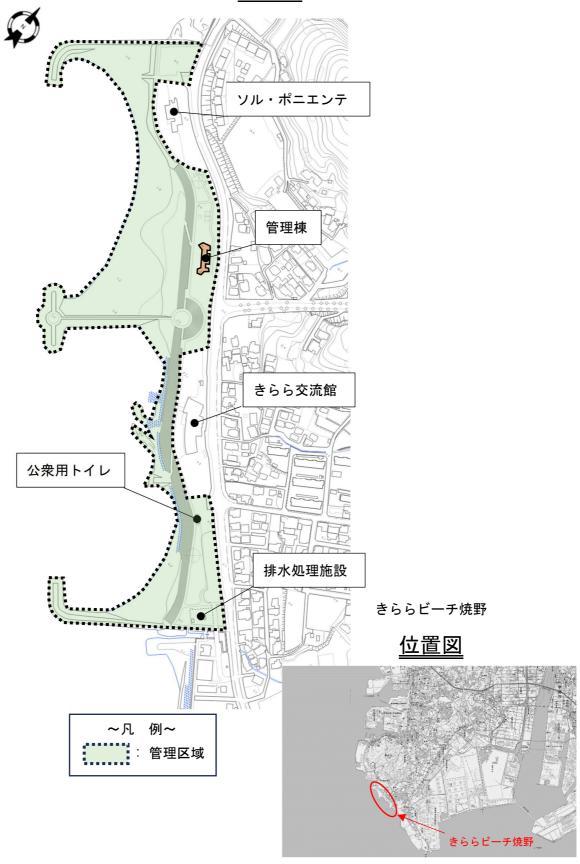
別紙 1

公園維持管理地区一覧表

番号	種目	公園名	所在地	面積(ha)	備考
1	緑地公園	浜河内緑地	大字小野田字高尾	20. 30	
2	総合公園	竜王山公園	大字小野田字番屋ケ嶽	46.00	オートキャンプ場除く
3	近隣公園	本山岬公園	大字小野田字赤崎	3. 50	
4	海浜公園	きららビーチ焼野	大字小野田字参の介永	3. 27	別紙2参照
5		笹尾公園	大字小野田字須田の木	0.38	
6		西の浜2号公園	赤崎一丁目	0.45	
7	街区公園	松浜1号公園	大字小野田字弐の介永	0. 26	
8	街 位 石 区 石 屋	松浜2号公園	大字小野田字壱の後地潟	0. 29	
9		本山児童運動公園	大字小野田字角井原	0. 60	
10		大須恵ふれあい公園	大字小野田字壱の大須恵	0. 17	
		合 計		75. 22	

別紙2

配置図



山陽小野田市都市公園条例に基づく施設使用料

有料公園施	時間区分	午前9時から正午まで	で 正午から午後5時まで	午後5時から日没まで
設名	使用区分			
浜河内緑地	一般使用	100	円 100円	100円
庭球場	高校生以下	50	円 50円	50円
	市外申込者の使用	料は、定額の3倍とす	⁻ る。	
竜王山公園		区分	金額	
	多目的施設研修室		1時間につき310円	

備考

- 1 使用時間は、準備及び片づけに要する時間を含む。
- 2 使用時間に時間区分帯の欄の時間(1日が単位の場合は1日、1時間が単位の場合は1時間)に満たない時間があるときは、当該区分に掲げる時間を使用したものとして使用料を徴収する。
- 3 きららビーチ焼野のシャワー使用料は200円、コインロッカー使用料は100円とする。

公園施設別維持管理業務基準書

	園地管理						樹木管理			芝生管理 施語		施設等管理	
公園名	管理1	管理2	管理3	管理4	除草	草刈	中低木剪定	高木剪定	消毒	芝刈	施肥	点検	その他
	回/週	回/週	回/週	回/週	回/年	回/年	回/年	回/年	回/年	回/年	回/年	回/年	
浜河内緑地	1	1	1	随時		3	2	0.3	随時	4		2	樹木間伐・テニスコート管理
竜王山公園	1	1	1			3	2	0.3	随時			2	桜テングス処理・桜植え替え・松喰い虫対応 オートキャンプ場を除く
本山岬公園	1	1				2	1	0.3	随時			2	
笹尾公園						1	0.3	0.3	随時			2	草刈はのり面のみ
西の浜2号公園						1	1	0.3	随時			2	
松浜1号公園							0.3	0.3	随時			2	
松浜2号公園							0.3	0.3	随時			2	
本山児童運動公園							0.3	0.3	随時			2	
大須恵ふれあい公園							0.3	0.3	随時			2	

・管理1・・・トイレ清掃・点検

·管理2 · · · 園路清掃 · 側溝清掃 · 駐車場清掃 · 園地内点検

・管理3・・・管理棟清掃・点検

・管理4・・・テニスコート清掃

*園地管理、樹木管理(中低木・高木剪定)については、必要に応じて施行範囲を市と協議し、実施すること。

*地元からの不定期な園地管理、樹木管理の依頼や台風等の臨時処置には迅速 に対応すること。

きららビーチ焼野維持管理項目

烘	<u> </u>	1人×317日	勤務時間は8:30から17:00まで (夏期を除く) 上記、管理1、管理2、管理3を毎日実行し、必要に応じて中低木剪定、除草を行う。
'目'	理 人	2人×48日	勤務は海の日から8/31 (夏期) (8:00から20:00まで) とする。 上記に加え、施設点検、料金徴収を行う。
監	視人	2人×50日	勤務は海の日から8/31 (夏期) (8:30から17:00まで)とする。
清	掃人	1人×50日	勤務は海の日から8/31 (夏期) (8:30から17:00まで) とする。 トイレ、ビーチ内、ロッカー、シャワーの清掃
夜	間 警 備	1人×153日	勤務は5/1から9/30(20:00から4:00まで)までとする。
サメ」	よけネット設置及び撤去	1回/年	遊泳禁止エリアロープ設置撤去含む
高	木 剪 定	1回/年	
中	低 木 剪 定	1回/年	
芝	XI] b	3回/年	
砂	押し	1回/年	
ト /	イレ法定検査	1回/年	

山陽小野田市と指定管理者のリスク分担表

イチ 北 工	4.65	負担者		
種類	内容	市	指定管理者	
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		0	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		0	
	地域との協調		0	
周辺地域・住民及 び施設利用者への 対応	指定管理者が行う施設管理、運営業務内容等に対する住 民及び施設利用者からの苦情、要望、訴訟への対応		0	
	上記以外	0		
ナ 合の亦更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	0		
法令の変更	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		0	
事業の中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止、延期など (予算案の不承認、政策変更等)	0		
事業の中止・変更	上記以外の事由による事業の中止、延期など(不可抗力※を除く)		0	
	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	0		
税制度の変更 ー	一般的な税制変更		0	
業務内容変更	市の指示によるもの	0		
	上記以外の要因によるもの		0	
政治、行政的理由 による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	0		
	不可抗力※による施設、設備の修復に伴う業務の変更、 中止	0		
	不可抗力※による事故等の適切な処理		0	
	不可抗力※により第三者に与えた損害	0		
不可抗力※	不可抗力※による市所有の施設、設備、備品等の損害で 1件10万円(消費税及び地方消費税を除く)未満のも の		0	
	不可抗力※による市所有の設備、備品、備品等の損害で 上記以外のもの	双方の協	ß議による	
	不可抗力※による指定管理者所有の設備、備品、備品等 の損害		0	
	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	0		
書類の誤り	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるも の		0	
次 今钿 法	市の指定管理者に対する経費の支払い遅延によって生じ た事由	0		
資金調達	指定管理者の業者に対する経費の支払い遅延によって生 じた事由		0	

山陽小野田市と指定管理者のリスク分担表

1壬 坐五	th risk	負担者		
種類	内容	市	指定管理者	
	経年劣化による、1件10万円未満で、年間140万円 までのもの(消費税及び地方消費税を除く)		0	
	経年劣化による、1件10万円以上で、年間140万円 までのもの(消費税及び地方消費税を除く)	双方の協議による		
	経年劣化による、年間140万円 (消費税及び地方消費 税を除く) を超えるもの	0		
	市の責任に帰すべき事由によるもの	0		
│ 施設、設備、備 │品、資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		0	
	相手が特定できない第三者の行為により市の所有物の損害で、1件10万円(消費税及び地方消費税を除く)未満のもの		0	
	相手が特定できない第三者の行為により市の所有物の損害で、1件10万円(消費税及び地方消費税を除く)以上のもの	双方の協	議による	
	相手が特定できない第三者の行為により指定管理者の所 有物の損害		0	
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大	0		
作可日任貝	上記以外の要因による維持費の増大		0	
許認可	事業実施にあたり市が取得すべき許認可の遅延、執行など	0		
	事業実施にあたり指定管理者が取得すべき許認可の遅 延、執行など		0	
	市主催のイベント中のもの	0		
	指定管理者が行う独自事業の運営上もたらされるもの		0	
第二老 の時間	市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与え た損害	0		
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に与えた損害 ※ただし、市が加入する「市民総合賠償補償保険」の保 険給付の対象となる場合があります。		0	
	上記以外の理由により損害を与えた場合	0		
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		0	
運営リスク	大幅な利用者数の減少に伴う収入の減少(不可抗力※を 含む)	両者の協議により経費 及び損害額を算定し、 負担割合を定める。		
利用者数の変動	利用者数の変動による収入の変動(不可抗力※を含む大幅な利用者数の減少に伴う収入の減少以外のとき)		0	
事業評価	業務内容が市の要求する水準に達しない		0	
	指定管理期間終了時の施設の水準の保持		0	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		0	

[※]不可抗力…暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動、感染症の蔓延等、市又は指定 管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象

焼野海岸管理棟合併浄化槽(160人槽)維持管理業務委託仕様書

【業務内容】

維持管理は浄化槽の保守点検、清掃等の業務とし、それぞれの技術上の基準に 従って行うものとする。

- 1 保守点検とは浄化槽の点検、調整又はこれに伴う修理をいう。
 - (1) 運転管理 1回/週 (6・7・8・9月) 維持管理業務2回/月
 - ・機械装置の点検及び運転状況の確認
 - ・活性汚泥の濃度測定と調整およびバクテリヤ、接触槽の観察
 - ・消毒薬剤の補充
 - ・その他装置全体の異常個所の点検
 - ・機械装置の消耗部品(ポンプのメカニカルシール及び送風機のベアリングを除く)の取替え及び小規模の修理
- 2 清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥・スカムなどの引抜きや各装置の洗浄・掃除 をいう。
 - (1) 引抜きは年1回を原則とするが、各装置の洗浄や掃除については必要に 応じて行う。なお、引抜きの回数及び全量引抜くか適正量とするかは浄化 槽の清掃の技術上の基準に従って行うこと。

3 提出書類

業務実績を明らかにするため、点検記録等の報告書(汚水処理施設管理日報)を遅滞なく提出すること。

4 疑義

焼野海岸合併浄化槽(162人槽)維持管理業務委託仕様書

【業務内容】

維持管理は浄化槽の保守点検、清掃等の業務とし、それぞれの技術上の基準に 従って行うものとする。

- 1 保守点検とは浄化槽の点検、調整又はこれに伴う修理をいう。
 - (1) 運転管理 2回/月
 - 機械装置の点検及び運転状況の確認
 - ・消毒薬剤の補充
 - 汚泥の調整及び接触槽の観察
 - ・その他装置全体の異常個所の点検
 - ・機械装置の消耗部品(ポンプのメカニカルシール及び送風機のベアリングを除く)の取替え及び小規模の修理
- 2 清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥・スカムなどの引抜きや各装置の洗浄・掃除 をいう。
 - (1) 引抜きは年1回を原則とするが、各装置の洗浄や掃除については必要に 応じて行う。なお、引抜きの回数及び全量引抜くか適正量とするかは浄化 槽の清掃の技術上の基準に従って行うこと。

3 提出書類

業務実績を明らかにするため、点検記録等の報告書(汚水処理施設管理日報)を遅滞なく提出すること。

4 疑義

大須恵ふれあい公園浄化槽(7人槽)維持管理業務委託仕様書

【業務内容】

維持管理は浄化槽の保守点検、清掃等の業務とし、それぞれの技術上の基準に 従って行うものとする。

- 1 保守点検とは浄化槽の点検、調整又はこれに伴う修理をいう。
 - (1) 運転管理 1回/2月
 - ・機械装置の点検及び運転状況の確認
 - ・消毒薬剤の補充
 - ・汚泥の調整及び接触槽の観察
 - ・その他装置全体の異常個所の点検
- 2 清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥・スカムなどの引抜きや各装置の洗浄・掃除をいう。
 - (1) 引抜きは年1回を原則とするが、各装置の洗浄や掃除については必要に 応じて行う。なお、引抜きの回数及び全量引抜くか適正量とするかは浄化 槽の清掃の技術上の基準に従って行うこと。

3 提出書類

業務実績を明らかにするため、点検等の報告書(浄化槽管理台帳)を遅滞なく提出すること。

4 疑義

浜河内緑地浄化槽(112人槽)維持管理業務委託仕様書

【業務内容】

維持管理は浄化槽の保守点検、清掃等の業務とし、それぞれの技術上の基準に 従って行うものとする。

- 1 保守点検とは浄化槽の点検、調整又はこれに伴う修理をいう。
 - (1) 運転管理 1回/3月以上
 - ・機械装置の点検及び運転状況の確認
 - ・消毒薬剤の補充
 - ・汚泥の調整及び土壌浸潤槽の観察
 - ・その他装置全体の異常個所の点検
- 2 清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥・スカムなどの引抜きや各装置の洗浄・掃除をいう。
 - (1) 引抜きは年1回を原則とするが、各装置の洗浄や掃除については必要に 応じて行う。なお、引抜きの回数及び全量引抜くか適正量とするかは浄化 槽の清掃の技術上の基準に従って行うこと。

3 提出書類

業務実績を明らかにするため、点検等の報告書(浄化槽管理台帳)を遅滞なく提出すること。

4 疑義

焼野海岸排水処理施設維持管理業務委託仕様書

【業務内容】

維持管理は浄化槽の保守点検、清掃等の業務とし、それぞれの技術上の基準に 従って行うものとする。

- 1 保守点検とは浄化槽の点検、調整又はこれに伴う修理をいう。
 - (1) 日常管理 4回/週 保守管理 1回/週
 - (2) 運転管理内容
 - ・流入口スクリーン清掃、雑物搬出、処分
 - ・消毒薬剤の補充、機械装置の点検及び運転状況の確認
 - ・各バイオスチル槽の観察・消毒薬剤の補充
 - ・その他装置全体の異常個所の点検
 - ・機械装置の消耗部品(ポンプのメカニカルシール及び送風機のベアリングを除く)の取替え及び小規模の修理

(3) 水質管理

項目	水温	ΡН	BOD	COD	SS	T - N	T - P	大腸菌	
	回数			毎回		年4回			

上記検査項目につき、環境調査センターの検査結果を報告すること。なお、検体の採取場所、日時等については環境調査センターと協議のこと。

- 2 清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥・スカムなどの引抜きや各装置の洗浄・掃除をいう。
 - (1) 引抜きは年1回を原則とするが、各装置の洗浄や掃除については必要に 応じて行う。なお、引抜きの回数及び全量引抜くか適正量とするかは浄化 槽の清掃の技術上の基準に従って行うこと。

3 提出書類

業務実績を明らかにするため、点検記録等の報告書(汚水処理施設管理 日報)を遅滞なく提出すること。

4 疑義

(様式第2号)

南部地区都市公園外施設指定管理に関する事業計画書

団 体 名	株式会社 晃栄				
代表者氏名	井上雄治	設立	立年	月日	昭和57年4月1日
団体所在地	山口県山陽小野田市大字西高泊	198	80 番	新地	
電話番号	0836-84-3520	F	A	X	0836-81-5465
E - MAIL	kouei824@beach.ocn.ne.jp				

現在運営している或いは過去に運営していた主な類似施設等

施設等の名称	所 在 地	主な業務内容	運営年月
竜王山公園オートキ ヤンプ場	山陽小野田市大字 小野田梶ヶ迫 841	キャンプ場の利用受付、施設維持管理、飲食・物品の販売、その他	開始(第1期) 平成19年10月 終了(第4期)
			令和6年3月
山陽小野田市体育施	山陽小野田市体育施 山陽小野田市中川	各施設の利用受付、施設維持管理業務 飲食の販売 そ	開始(第1期) 平成21年4月
設	五丁目2番1号	持管理業務、飲食の販売、その他	終了(第3期) 令和6年3月
江汐公園	山陽小野田市大字	開始(第1期) 平成25年4月	
(工化)公園	高畑字西山根ほか	等の利用受付、飲食・物品販売、施設維持管理ほか	終了(第3期) 令和8年3月

現在運営している或いは過去に運営していた上記以外の主な施設

施設等の名称	所 在 地	主な業務内容	運営年月

1 施設の管理運営方針-1

【管理運営を行うにあたっての経営方針について】

管理運営方針

施設の見える化により 安心して、利用できる施設にする

現在、浜河内緑地の公園では、木がうっそうと茂り、公園内は、非常に暗い状態にあります。県道側から公園内がほとんど見えなく、公園内側からも外の様子がわからない状態にあります。これでは、公園内を散策したり、ランニングしたりと気軽に利用できる公園になっていません。また万が一公園内で事故や事件が起きても利用者もほとんどおらず、公園内も外周の木々で遮蔽されているため発見できないと思われます。これでは、せっかくの公園が利用されないまま、維持管理費だけが毎年かかってしまう最悪な状態であります。



公園内を遮蔽している樹木(中低木)

このような状態を改善するため、例えば**施設(公園)の見える化**を行います。 施設(公園)を外側からでも公園内が見わたせれるように、遮蔽している低木(シャリンバイ、アベリアなど)や中木(ウバメガシなど)を伐採又は強剪定を行い、明るく利用しやすい施設(公園)にしていきます。

南部地区の対象施設においての管理運営上の基本方針として、

- 1. 常に明るい施設
- 2. 安心して利用できる施設
- 3. 立ち寄ってみたくなる施設

以上の考えのもと取り組んでいきます。

【安心・安全の面からの管理運営の具体策など特徴的な取組みについて】

現在の状況から考えると、まずは施設の見える化が最も必要であると考えます。 特に浜河内緑地や本山岬公園については、うっそうとした状態から見通しの良い状態に改善し、立ち寄ってみたくなるような施設にしていきます。 以下にイメージ図を示します。

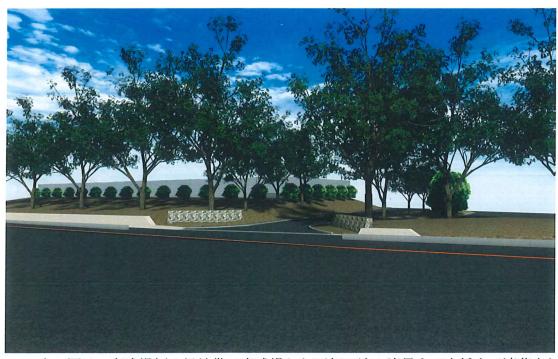
浜河内緑地 山口東京理科大学側 №





上の図は、浜河内緑地の駐車場部分であります。駐車場入口の樹木を間伐又は移植し、公園内を見渡せるようにし、緑地の玄関口としての機能を持たせます。また中央部にある芝生広場や園路が外から見渡せるようにするため、道路側の中低木の強剪定等も行います。

浜河内緑地 庭球場側 入口 №



上の図は、庭球場側の緑地帯で庭球場から西部石油の境界まで中低木で遮蔽されている樹木の間伐・移植・強剪定などを行います。利用できる緑地であることを外から目視できるようにします。

本山岬公園 駐車場側から突端方向

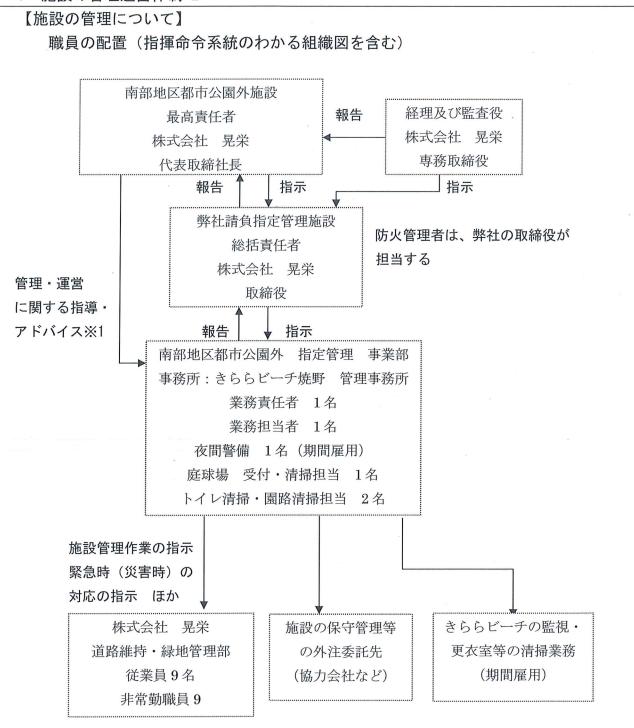


上の図は、本山岬の突端方向を見た時のイメージ図であり、駐車場から突端へ向かうまでの木々が大きく茂っており、突端に向かうまでも暗く、くぐり岩へ降りる道も暗いため、しっかり海が見えるまで樹木を剪定し、明るくします。

このような状態にすることで、施設が明るくなり、利用者も増え、利用者が増えることで人の目による監視ができ、安心して・安全に利用できる公園になると考えます。※これは、魅力向上事業として、数年かけて行っていきます。

その他の施設では、例えば竜王山公園やきららビーチ焼野においては、元々見通しもよく、利用者もそれなりに多いため、これまで通り日常的な管理をしっかり行えば、安心・安全な利用ができると考えますが、一部階段や園路において、滑りやすくなっている箇所(コケなどが発生している)や利用しづらい箇所(園路の凹凸や蹴上の高さ)などがあるので、これらの修繕など行い、さらに安全な利用ができるようにします。

1 施設の管理運営体制-2



※1 最高責任者は、公園管理運営士等の資格を有しており、施設内の管理・運営に対する指導・アドバイスを直接行う。

2 職員の研修計画

【接客】

庭球場やきららビーチで直接利用者と接する職員には、接客や応対に関する 社内教育を行います。また接客マニュアルを作成し、トラブルの起こった際な どに円滑に対処できるようにしていきます。

【日常管理における教育】

施設に常駐する職員より、施設利用がない時間帯を使って、周辺の除草作業や剪定作業を行いますが、刈払い機や小型チェーンソーなどを使用させるため、安全衛生教育等を受講させ、ケガや事故が起きないように技能・安全教育を実施します。

以下に現在、弊社で有している資格とその有資格者による現場従業員への教育訓練内容および現場従業員の社外研修・教育の予定を示します。

社内教育

保有資格の名称	人数	内容	有資格者からの現場従業員 への教育 頻度
公園管理運営士	1	運営管理の意義・目標、安全・事 故防止の対応などの	2回/年
グリーンアドバイザー	1	草花などの園芸種の基礎知識 樹木に関する基礎知識	随時
自然観察指導員	1	野鳥、山野草、樹木などの自然 観察の意義など	1回/年
プール施設管理士	1	遊泳における監視・救助の基礎 知識など	1回/年
上級体育施設管理士	1	テニスコートの運営管理の基 礎知識	随時

※上記以外の接客・対応に関する教育などは、日々行い、社内全体の会議のなかでも実施していきます

社外研修 教育

研修の名称	対象者	時期
救急救命講習	施設従事者 全員 きららビーチ監視人	毎年 5-6 月
刈払機取扱作業者安全衛生教育 チェーンソー特別講習	業務責任者・担当者	令和6年度

3 経理

まず有料施設の利用に関する現金の収受等は、電子レジスタにより、毎日売上を記録・確認し、パソコンの会計ソフトへ連動させ、日・月ごとの売り上げを管理します。また消耗品・備品購入、外注業務への支払いなどの支出と利用料金等の収入などは、弊社の会計ソフトにより管理し、税理士による毎月のチェックを受け、確かな経理事務を遂行します。(これは、弊社がその他の施設運営で行っている方法であります)

弊社では、事務経理に関する有資格者 2 名が経理を担当し、常に税理士に助言 を受けながら管理しています。

【施設の運営について】

1 サービスを向上させるための方策

まず利用の低い施設の改善を行い、利用しやすい施設にしていきます。例えば、 浜河内緑地の見える化により、公園内も歩きやすくなり、散歩やランニングの利 用者が増えてくると考えます。また約 2~3 年をかけて見える化を行った後は、 山口東京理科大学の学生などにも協力してもらい、「若い世代がどのような公園・ 施設なら利用したくなるか」案をだしてもらい、世の中の変化・流れが速い現代 において、その時々の世の中の趣向にあった変容可能な施設づくりを行っていき たいと考えています。

2 利用者等の要望の把握及び現実策

利用者からの要望に対しては、きららビーチの管理事務所などの受付業務の際や巡回パトロールの際のお声掛けの会話の中から要望・気づきをお伺いしたり、管理事務所に要望・気づきの用紙を設置し、それらから得られた内容を現場従業員および総括責任者などで検討し、対応していきます。特に弊社で運営している他の指定管理施設でも、利用者との会話の中から色々な要望・気づきを頂くので、利用者の方へのお声掛けは十分に行っていきたいと考えます。

3 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

利用者とのトラブルについては、まず管理者側(弊社)が紳士的な態度で利用者の方と接し、常に接客に対する社内教育・訓練を行い、管理者側からトラブルの原因を作らないようにしていきます。また利用者からの意見には、十分に耳を傾け、聞くことを第一に接していきたいと考えています。万が一トラブルが起きた場合には、早急にトラブルに対処し、現場従業員では、判断・対応しきれない場合、直ちに総括責任者や弊社代表取締役に報告し、対応策を協議し、対処します。また事後すぐに市への連絡を行い、トラブルの内容を報告します。

利用者同士のトラブルについては、どちらの側の意見も十分に聞き、偏ることなく、規則や道理にしたがって適正に対処し、できるだけ円満に解決できるよう

にしていきます。しかし、場合によっては、警察などへの連絡が必要になる場合があるので、緊急・トラブル時に対する緊急時連絡マニュアルに基づいて早急な対応をしていきます。

4 その他(地域の連携、他施設との連携)

C. C. Z の施設との連携については、各施設が行う交流促進のイベントなどには、場所の提供(駐車場など)など様々な形での協力を行っていきたいと考えています。また地域の方々が本施設を利用される際にも最大限協力していきたいと考えています。

しかしながら、本施設の指定管理者として、弊社単独や大きく費用をかけての イベントなどは、当面行うことが難しいと考えます。なぜなら、現状の施設のリ フレッシュ化(公園の見える化など)が最も重要な課題であり、まずは交流人口 を増やすためのハード面を整えなければならないからです。この課題を一程度解 決できた時点で他施設との共同事業など交流人口増加のための活動を行ってい きたいと考えます。

1 施設の管理運営方針-3

【個人情報の保護の体制と措置について】

まず個人情報の保護に関する法律や条例・規則に従い、厳重に管理し、保管します。本施設で得られる個人情報としては、利用許可申請書や記名された要望書、アンケート用紙などがあります。これらは、紙や電子データとして保管しますが、紙の場合は、鍵付きの書庫で保管し、電子データは他のネットワークと接続されていないパソコン(インターネット回線などが接続されていない単体のパソコン)で保管します。情報に関する本人からの要求があった場合には、条例・規則などに従い、情報の開示・訂正・削除を速やかに行います。また個人情報を扱う従業員等を対象に個人情報に関する教育を行い、従業員の認識を高めていきます。

【緊急時対策について】

1 防犯、防災の対応

防犯については、基本毎日巡回パトロールを行い、施設内を監視していきます。しかし竜王山公園の登山道など、毎日の巡回が難しい箇所では、月2回定期に巡回し、防犯上の確認を行います。また浜河内緑地など薄暗く、見通しのきかない施設は、「見える化」により、防犯対策となり、且つ利用者が増えてくると考えられるので利用者同士の人の目による防犯が図られてくると考えます。

防災については、巡回パトロールや緑地管理作業などにおいて、災害の発生 しそうな場所がないか確認し、あれば直ちに対応します。直ぐに対処できない 場合は、バリケードの設置やそのエリアへの通行禁止等を行い、利用者に危険 が及ばないようにし、市へ報告・協議し、対処します。

2 その他、緊急時の対応

施設内におけるケガや事故および火災などが発生した場合は、緊急時対応マニュアルに基づき迅速に対応します。また平時においても緊急時に迅速に対応できるよう現場における教育訓練も随時実施していきます。その他、施設内に避難経路の矢印看板などを設置し、利用者の避難誘導措置を図ります。

【団体の理念について】

1 団体の経営方針

弊社は、お客様の満足度を高めるために『そこまでやるか』といわしめる仕事を目標に取り組んでいます。また『常に一歩前』の精神で、お客様の抱える問題点や環境問題の解決にも常に取り組み、新しいものに挑戦し、『失敗して、勉強する』ということを続けていける会社であり続けたいと考えます。

2 指定管理者の指定を申請した理由

弊社は、竜王山公園オートキャンプ場の指定管理を第1期目から運営しており、 竜王山を中心とする地域に深く・想うものがあり、また本社の業務においても長 年、西部石油工場内でお世話になっていたこともあり、本指定管理の施設(公園) をいつも眺めながら、もっとより良い施設づくりができるのではないかと感じて いました。この度の指定管理者の更新において、弊社のノウハウが活用できれば この地域の魅力がもっと高まるのではないかと思い、指定管理者の申請を行うこ とに致しました。

3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

本施設は、古くからある公園や緑地がほとんどであり、木々も大きくなり、老木となっているものも多く、それによる問題も増えてきています。例えば、竜王山公園のサクラのテングス病です。テングス病は、子のう菌類による病害で罹病部は、鳥の巣のように枝葉が密集して異常発生し、花芽をつけないため、サクラの開花時期に花のない状態となります。竜王山のサクラの多くは、テングス病



が蔓延し、年々ひどくなっています。計画的に老木で且つ材質腐朽菌に侵され、 テングス病がひどいものなどは、伐倒し、違う品種のサクラを植えていくなどの 対策が必要であります。

また度々述べた通り、浜河内緑地においては、木々が大きくなり、うっそうとし、公園内は暗く・見通しがきかず・怖く、あまり利用したくない公園となっています。これも外側からも内側からも見わたせて、日が差し込む程度明るくし、利用したくなる公園にしていく必要があると思います。本山岬公園もしかりであり、くぐり岩を見に行かれる方も多いなか、駐車場から岬の突端までの間が暗く、観光名所としては、いま一つであります。公園の駐車場に着いたら、瀬戸内海が一気に迫ってくるようなインパクトを持たせたいと考えます。

きららビーチでは、夕日とソルポニエンテと幸せの鐘と隣接のホテルとセットで若者のおしゃれなホットスポットとして、多くの人に訪れてほしいと考えています。この他にも竜王山のヒメボタルやアサヒマダラなども観光資源として、大切にし、地域一体として、魅力ある地域・多くの人が訪れる地域にしていければと考えています。

【その他 特記すべき事項】

竜王山公園の斜面の草刈などは、労働安全上、ロープ作業や足場の設置、高所作業車などを用いた方法でなければ、危険度が高く、作業ができません。また 35 度程度の斜面でも、これまでのように高齢者 (60 歳以上)の方に作業させると転落等の危険性が高まり、労働災害につながる可能性がありますので、弊社では、本社の従業員 (60 歳未満)で法面作業に日頃従事している者により、作業を行う予定です。しかし、これらの従業員で積算すると、これまでの高齢者の人件費より、かなり高くなります。できれば、斜面での危険作業を減らし、現場職員の労働災害を防止する観点からも極力斜面上で作業することのないような方法で管理させてもらいたいと考えています。例えば、植物成長調整剤を年 2 回ほど処理し、草丈の伸びを止め、刈取りを行わない(刈取りゼロ)という方法です。この方法だと維持管理コストの低減や草等の地上部の成長がとまることで地下部(根の部分)の成長が高まり、法面をより強固に維持することにもつながります。そして、一番重要な労働災害事故(大けがや死亡)の防止となります。

その他、施設全体の緑地の維持管理コストは、今回示された指定管理料では、草刈軽減等のために薬剤(除草剤、植物成長調整剤など)を駆使しても足らないと考えています。人件費も上がっており、勤務体制も見直し(サービス残業ゼロ)が図られているところでもあるので、例えば、人も寄り付かず・景観上も特に必要でない箇所の草刈作業などは、行わないなど、市の方でも検討頂ければと考えています。今回の申請書では、これまでやられてこられた範囲を実施する予定で積算していますが、魅力向上事業のなかでコスト削減につながる低木の伐採などを行っても、どうしても最低限かかる維持管理コスト分を5年間で回収するのが難しいと考えています。よって、管理運営を行っていくなかで、竜王山公園オートキャンプ場に管理事務所を集約して、人件費の削減等を検討できればとも考えています。

②指定期間の業務計画(令和6~10年度) その1

事業名	目的・内容等	実施時期•回数
巡回業務 巡回パトロール	 各施設内を巡回パトロールし、防犯・防災・事故の未然防止を図る	
20回717日 70	「遊具や工作物の目視チェックも巡回において実施)	
点検業務	(歴典で工作物の自然アエグラも巡回において美胞)	
	 きららビーチ管理棟、庭球場管理事務所内外の設備等の点検	 随時
	各トイレの点検	週3回以上
	トイレ浄化槽の点検・調整(外部委託)	週1回、月1回ほか
	トイレ浄化槽の法定検査・清掃(外部委託)	年1回
	排水処理施設の日常点検・保守管理(外部委託)	週4回、週1回ほか
	排水処理施設の法定検査・清掃(外部委託)	年1回
	テニスコート内の点検	利用後随時
	休憩施設・案内板・安全施設の点検	月1回以上
	電気工作物の定期点検 (法定点検:外部委託)	年1回
	園路灯などの電気設備ほか 日常点検	随時
	消防設備の機能点検、総合点検	年2回
	77197 DX IIII VV IX III D II M IX	
	きららビーチ管理棟・庭球場管理棟内外の清掃	毎日
	竜王山公園の多目的研修室の清掃	利用後随時
	各施設の駐車場 清掃・ゴミ拾い	週3回
	散策道(園路)の落葉清掃・ゴミ拾い	月1回
	一部施設境界際側溝・水路の清掃	年1~2回
	きららビーチ焼野、本山岬の公衆用トイレなど 清掃	週3回以上
	休憩施設・案内板・安全施設などの拭き掃除など	月1回
录地管理業務	THE MEAN PROPERTY OF THE PROPE	7.1
竜王山公園	道路際 法面 草刈	年3回
	各登山道周り 草刈	年3回
	低木剪定	年2回
	サクラのテング巣病の処理	年1回
	 外来植物の薬剤処理(セイタカアワダチソウ、シナダレスズメガヤなど)	年2回
	 車両の通行、歩行に支障な樹木の剪定	年1回
きららビーチ焼野		年3回
	高木剪定(高所作業車 使用)	年1回
	中低木剪定	年1回
	芝刈り(オートモア導入し、刈残しの際部分のみ人力刈)	年2回
	その他 草刈・除根(植込み周辺、インターロッキング目地など)	年3回
	砂浜部分の芝刈り(乗用ロータリーモア使用)	月1回(5~10月)
	砂浜砂押し	月1回
	サメ除けネット設置及び撤去	年1回
本山岬公園		
	草刈り	年3回
	高木剪定(高所作業車 使用)	年1回
	中低木剪定	年1回
	崖部分の木や草の刈り込み(柵の外)	年1回

②指定期間の業務計画(令和6~10年度)その2

事業名	目的・内容等	実施時期•回数
緑地管理業務	-	
浜河内緑地	中低木剪定(庭球場フェンス周りのイブキや駐車場周りのツツジなど)	年2回
	高木剪定(高所作業車 使用)	年1回
	草刈り	年3回
(芝生広場)	芝刈(オートモアによる刈込み)	ほぼ毎日
	芝生の施肥	年2回
	芝生の病虫害抑制液剤散布	年2回、必要時のみ
	芝生のエアレーション(土壌が固結しているので土壌をほぐすために行う)	年2回
	オーバーシード	年1回
(庭球場)	テニスコート内のブラシ掛けほか 日常整備	使用後 随時
	テニスコート内の土の補充 等	随時
街区公園		
笹尾公園・西の浜2号公園	草刈り	年1回
	樹木剪定(高木、中低木)	年1回
	害虫駆除	随時
浜松1号・2号公園	樹木剪定(高木、中低木)	年1回
本山児童・大須恵ふれあい公園	害虫駆除	随時
台風等の対策など		
臨時措置	全施設、台風前後の措置(倒木伐採、養生掛け・撤去など)	随時
各施設の補修		
	各施設の補修	随時
受付業務	*	
* ×	浜河内緑地庭球場、きららビーチの有料施設の申請許可、使用徴収など	毎日
	その他、苦情、要望などのお客様対応	毎日
広報活動業務		
	ホームページ等の作成・随時更新、SNSなどによる情報発信	随時
夜間警備		
	きららビーチ焼野一体 (時間:20:00~4:00 期間:5/1~9/30)	毎日
	きららビーチ管理棟の機械警備	毎日

②指定期間の業務計画-2 令和6~10年(周辺施設連携事業・自主事業)

②指定期间の美務計画-2	アイロ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
事業名	目的・内容等
(周辺施設連携事業)	
やけの美タフェスタ	きららビーチ全体を使用して、行われるイベントであり、各年度ごとに実行委員会
	によって内容が決定されると思うので、実行委員会の要望などに十分添えるように
	協力していく。
山口東京理科大学	山口東京理科大学の生徒や先生に加わってもらい、若い世代が行きたくなる施設の
と共同企画会議	案を共同で作り、実行に向けた詳細な設計まで行う。
	令和8年度から会議を始めていく予定。
竜王山公園オートキャンプ場	ヒメボタルのシーズンにキャンプ場宿泊利用者向けにヒメボタルのガイド付の
とのツアーパック	宿泊プランを企画・販売するなど。 企画主体は、キャンプ場とし、本指定管理
	は、コース園路の整備などで協力(手すりの設置など)。
ガラス未来館やきらら交流館	ガラス未来館については、経営主体が変わったため、今後の方向性などを
	聞きながら、共同でできることを協議していく。
	きらら交流館は、どのような施設になるのか未だ全くわからないので、
	リニューアルオープンしてから、協議していく。
1	
	,
(自主事業)	
浜河内緑地やきららビーチ焼野	浜河内緑地の芝生広場やきららビーチ焼野の管理棟横の芝生地に
の芝生広場のオートモア設置	自動芝刈り機(オートモア)を設置し、常にきれいな芝生地をつくる。
 及び芝生広場の常緑化	特に浜河内緑地には、日中でもイノシシがよく出没しているため、芝生を
	掘り返されることを防止するためとイノシシの避けとして、使用する。
	また芝生広場をオーバーシード(寒地型芝草の播種)し、年間を通じて、
	緑の状態の芝生地をつくる。 令和6年度から実施。
,	
T.	
	10

②指定期間の業務計画-3 令和6~10年(魅力向上事業)

(2)指定期間の業務計画-3	〒和16~10年 (魅力向上事業)
事業名	目的•内容等
(魅力向上事業)	
浜河内緑地の見える化	浜河内緑地の暗く、利用したくない状態から明るく、内外の両方からでも
	利用者等が確認できるようにする(見える化)。
	まず県道側の低木(アベリアなど)や中木(ウバメガシなど)の強剪定・伐採等
	を行い、緑地内が見わたせれるようにする。また園路上に高木が重なり合って
	いる箇所では、剪定を行い、光が差し込むようにする。
	この作業は、令和6~7年度に行う。
	この作業が完了したのち、山口東京理科大学側緑地の民家と接している
	樹木も強剪定を行う。
本山岬公園の見える化	本山岬公園の駐車場周辺から岬の突端に向かうまでのうっそうとし、暗い
	状態から明るく、海が一気に迫ってくる状態にする。
	大きく成長した樹木を強剪定し、且つ崖部分などの竹や雑木、カズラを除去する。
	この作業は、令和6~7年度に行う。
園路のフットライト設置	浜河内緑地や本山岬公園など上記の作業をしても夕方などは、暗く歩き
	づらいので、太陽電池式のフットライト等をスポット的に設置する。
	令和7~8年度に設置していく。
	9

③指定管理の収支計画 令和6年度

1.収入の部

(単位:千円)

項目	内 訳	金 額	備考
有料施設の利用料金など	庭球場、竜王山公園多目的施設	500	
自動販売機、飲食販売	アイスクリーム、自販機手数料など	2,500	きららビーチ焼野管理棟ほか
雑貨 販売	木炭、手づくり雑貨など	300	きららビーチ焼野管理棟ほか
指定管理料		47,814	
4又入	、合計 (A)	51,114	

2.支出の部

	П () ц			
	項 目	内 訳	金 額	備考
人件	費	管理事務所 職員、夜間警備員ほか	11,000	
事務		OA機器・HPリース料など	80	,
		事務用品、トイレットペーパーなど消耗品	500	
		水道光熱費、電話料金、燃料費など	4,500	
事業第	費(魅力向上事業)	浜河内緑地、本山岬公園「見える化」作業ほか	6,000	
(启		イベント協力費用、施設整備費など	100	
		飲食販売等経費(仕入れなど)	800	
管理	費(施設管理費)	緑地管理費(草刈、清掃業務等含む)	22,500	
		機械警備費	240	
		サメ除けネット設置及び撤去	1,000	
		消防設備・電気工作物ほか 点検委託料	100	
		浄化槽維持管理・法定検査ほか	6,300	
		施設修繕費	1,400	
そ	社員研修費	交通費•受講料	100	
の	経理等 費用	税理士委託料、租税公課ほか	250	
他経	保険料	賠償保険	120	
費	広報活動	チラシ印刷費ほか	100	
	支出	l合計(B)	55,090	

-3,976収支 (A) - (B)

[、] ※上記の収支計画は、税抜き金額となっています。

③指定管理の収支計画 令和7年度

1.収入の部

(単位:千円)

項目	内 訳	金 額	備考
有料施設の利用料金など	庭球場、竜王山公園多目的施設	500	
自動販売機、飲食販売	アイスクリーム、自販機手数料など	3,000	きららビーチ焼野管理棟ほか
雑貨 販売	木炭、手づくり雑貨など	300	きららビーチ焼野管理棟ほか
指定管理料		44,814	
収入合計 (A)		48,614	

	項 目	内 訳	金額	備考
人件		管理事務所 職員、夜間警備員ほか	11,200	
事務費		OA機器・HPリース料など	80	
		事務用品、トイレットペーパーなど消耗品	500	e e
		水道光熱費、電話料金、燃料費など	4,700	
事業費	費(魅力向上事業)	浜河内緑地、本山岬公園 「見える化」作業ほか	3,000	
(居	周辺施設連携事業)	イベント協力費用、施設整備費など	100	
		飲食販売等経費(仕入れなど)	1,000	
管理費	費(施設管理費)	緑地管理費(草刈、清掃業務等含む)	19,000	
		機械警備費	240	
		サメ除けネット設置及び撤去	1,000	
		消防設備・電気工作物ほか 点検委託料	100	
		浄化槽維持管理・法定検査ほか	6,300	
		施設修繕費	1,400	
そ	社員研修費	交通費•受講料	100	
の	経理等 費用	税理士委託料、租税公課ほか	250	
他経費	保険料	賠償保険	130	
	広報活動	チラシ印刷費ほか	100	
	支出	l合計 (B)	49,200	a .

収支 (A) — (B)	-586	
--------------	------	--

[※]上記の収支計画は、税抜き金額となっています。

③指定管理の収支計画 令和8年度

1.収入の部

(単位:千円)

			(+ 1 1.1/
項目	内 訳	金 額	備考
有料施設の利用料金など	庭球場、竜王山公園多目的施設	500	
自動販売機、飲食販売	アイスクリーム、自販機手数料など	3,500	きららビーチ焼野管理棟ほか
雑貨 販売	木炭、手づくり雑貨など	300	きららビーチ焼野管理棟ほか
指定管理料		42,814	
人口	、合計 (A)	47,114	

	項目	内 訳	金額	備考
人件費		管理事務所 職員、夜間警備員ほか	11,400	
事務領	費	OA機器・HPリース料など	80	
		事務用品、トイレットペーパーなど消耗品	500	
		水道光熱費、電話料金、燃料費など	4,900	
事業發	費(魅力向上事業)	浜河内緑地、本山岬公園 「見える化」作業ほか	1,000	
(厚	周辺施設連携事業)	イベント協力費用、施設整備費など	100	
1		飲食販売等経費(仕入れなど)	1,200	
管理費	費(施設管理費)	緑地管理費(草刈、清掃業務等含む)	18,000	
		機械警備費	240	9
		サメ除けネット設置及び撤去	1,000	
		消防設備・電気工作物ほか 点検委託料	100	
		浄化槽維持管理・法定検査ほか	6,300	
		施設修繕費	1,400	
そ	社員研修費	交通費•受講料	100	
の他	経理等 費用	税理士委託料、租税公課ほか	250	
経	保険料	賠償保険	130	
費	広報活動	チラシ印刷費ほか	100	
	支出	l合計 (B)	46,800	

収支(A) — (B)	314	
-------------	-----	--

[※]上記の収支計画は、税抜き金額となっています。

③指定管理の収支計画 令和9年度

1.収入の部

(単位:千円)

項目	内訳	金 額	備考
有料施設の利用料金など	庭球場、竜王山公園多目的施設	500	
自動販売機、飲食販売	アイスクリーム、自販機手数料など	4,000	きららビーチ焼野管理棟ほか
雑貨 販売	木炭、手づくり雑貨など	300	きららビーチ焼野管理棟ほか
指定管理料		41,814	
収入	合計 (A)	46,614	

	項 目	内 訳	金 額	備考
人件費		管理事務所 職員、夜間警備員ほか	11,600	
事務費		OA機器・HPリース料など	80	
		事務用品、トイレットペーパーなど消耗品	500	
		水道光熱費、電話料金、燃料費など	4,900	
事業費	(周辺施設連携事業)	イベント協力費用、施設整備費など	100	
		飲食販売等経費(仕入れなど)	1,500	
管理費	費(施設管理費)	緑地管理費(草刈、清掃業務等含む)	17,000	
		機械警備費	240	
		サメ除けネット設置及び撤去	1,000	
		消防設備・電気工作物ほか 点検委託料	100	
		浄化槽維持管理・法定検査ほか	6,300	
		施設修繕費	1,400	
そ	社員研修費	交通費•受講料	100	
の他	経理等 費用	税理士委託料、租税公課ほか	250	
経費	保険料	賠償保険	130	
	広報活動	チラシ印刷費ほか	100	
	支出	(合計 (B)	45,300	

収支 (A) — (B)	1,314	
--------------	-------	--

[※]上記の収支計画は、税抜き金額となっています。

③指定管理の収支計画 令和10年度

1.収入の部

(単位:千円)

項 目	内 訳	金 額	備考
有料施設の利用料金など	庭球場、竜王山公園多目的施設	500	
自動販売機、飲食販売	アイスクリーム、自販機手数料など	4,500	きららビーチ焼野管理棟ほか
雑貨 販売	木炭、手づくり雑貨など	300	きららビーチ焼野管理棟ほか
指定管理料		41,814	
収入合計 (A)		47,114	

項目		内 訳	金 額	備考
人件費		管理事務所 職員、夜間警備員ほか	11,800	
事務費		OA機器・HPリース料など	80	
		事務用品、トイレットペーパーなど消耗品	500	
		水道光熱費、電話料金、燃料費など	4,900	
事業費	費(周辺施設連携事業)	イベント協力費用、施設整備費など	100	
		飲食販売等経費(仕入れなど)	1,700	
管理	費(施設管理費)	緑地管理費(草刈、清掃業務等含む)	17,000	
		機械警備費	240	
		サメ除けネット設置及び撤去	1,000	
		消防設備・電気工作物ほか 点検委託料	100	
		浄化槽維持管理・法定検査ほか	6,300	
		施設修繕費	1,400	
そ	社員研修費	交通費•受講料	100	
の他経費	経理等 費用	税理士委託料、租税公課ほか	250	
	保険料	賠償保険	130	
	広報活動	チラシ印刷費ほか	100	
	支出	l合計 (B)	45,700	

収支 (A) - (B)	1,414	
	- /	

[※]上記の収支計画は、税抜き金額となっています。

④ 指定管理料

指 定 管 理 料			
年 度	金額(税抜)	金額(税込)	備考
令和6年度	47,814,000	52,595,400	x
令和7年度	44,814,000	49,295,400	
令和8年度	42,814,000	47,095,400	
令和9年度	41,814,000	45,995,400	
令和10年度	41,814,000	45,995,400	
合 計	219,070,000	240,977,000	

5 管理運営体制

1 組織

弊社の組織図

株式会社 晃栄

本社事務所:山陽小野田市西高泊 1980 番地

道路維持管理部 (除草・防除) 専属従事者 4名

緑地管理部 (庭園管理・公園管理・スポーツグラ ンド管理) 専属従事者 9名 非常勤 9名 取締役員 5名 代表取締役 取締役

監査役員 1名

各指定管理施設は、事業部制で運営します。

竜王山公園オートキャンプ場 指定管理 事業部

事務所:キャンプ場内現場責任者 1名専属従業員 2名非常勤 4名

南部地区都市公園外施設 指定管理事業部

事務所: きららビーチ焼野現場責任者 1名

従業員1名非常勤4名

体育施設指定管理 事業部

事務所:山陽小野田市体育館内

現場責任者 1名

専属従業員 2名

非常勤 5名

江沙公園指定管理 事業部

事務所:江汐公園管理棟

現場責任者 1名

専属従業員 2名

非常勤 5名

売店販売員 5名

2 人員体制

最高責任者を弊社の代表取締役社長とし、南部地区都市公園外指定管理事業部としては、きららビーチ焼野管理事務所に現場責任者1名、従業員1名、夜間当直業務1名を配属します。浜河内緑地の庭球場管理事務所には、受付業務等の非常勤職員を1名配属します。また緑地管理業務においては、草刈や低木剪定など簡易にできる作業は、きららビーチ焼野の管理事務所や庭球場管理事務所配属の職員により行いますが、その他浜河内緑地や竜王山公園、街区公園などの草刈、剪定などは、(株) 晃栄の緑地管理部から作業員を派遣し行います。また魅力向上事業の強剪定、伐採などについても㈱晃栄の緑地管理部により行います。加えて、きららビーチの監視人等は、期間雇用として、雇い入れ、従事させます。

なお本指定管理事業部に欠員が出た場合は、(株)晃栄より補充し、対応します。

3. 勤務体制

南部地区都市公園外指定管理事業部の常駐職員は、基本 $8:00\sim17:00$ とします。きららビーチの海水浴シーズンは、 $8:00\sim16:00$ 、 $16:00\sim20:00$ の 2 パターンとし、監視人は、 $8:30\sim17:00$ (2名) です。夜間警備(5/1 \sim 9/30) は、 $20:00\sim4:00$ (1名) とします。また浜河内緑地の庭球場の管理事務所は、 $4/1\sim10/31$ の間は、 $9:00\sim16:00$ 、 $16:00\sim19:00$ (又は日没) とし、 $11/1\sim3/31$ の間は、 $9:00\sim17:00$ (又は日没) とします。各公衆トイレの清掃、園路の落ち葉清掃などは、非常勤職員により実施します。

6 その他必要事項

弊社独自のリサイクル事業の活用

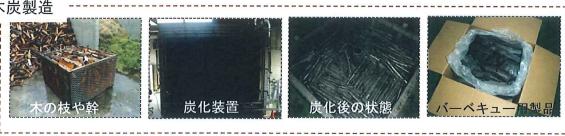
弊社では、自主業務のなかで発生する芝刈の刈粕など(草本系発生材)を原 料に堆肥化を行い、堆肥の製造(草本系堆肥)を行っています。また樹木の剪 定や伐採業務で発生する幹や枝(木質系発生材)も弊社にある炭化装置により、 炭化し、木炭を製造しています。これらの堆肥や木炭などは、発生した地域で 再度花壇の土壌改良資材として利用したり、バーベキュー用の木炭として、利 用・販売しています。また近年、竜王山公園オートキャンプ場等で薪の需要も 増えており、薪としても再利用・販売しています。

以下に弊社で行っているリサイクル化の風景を示します。

堆肥製造



木炭製造



議事録概要

会 議 名	南部地区都市公園外施設指定管理者選定委員会						
開催日時	令和6年1月25日(木) 午前9時30分~午前11時00分						
開催場所	市民館2階 第1・2会議室						
出席者	市職員4名、委員2名						
応募団体	株式会社 晃栄						
	1 事前説明(1) 本日のスケジュール、再公募の対応について事務局から説明						
	(2) 審査方法、審査手順、事務局審査について 事務局から説明						
会議内容	2 審査 ○応募団体: ㈱晃栄によるプレゼンテーション、質疑応答 【プレゼンテーション及び質疑応答は非公開】						
	○採点集計結果 ㈱晃栄 70.7点(基準点50点以上)○株式会社晃栄を指定管理者候補者とすることについての採決<<全員賛成>>						

【南部地区都市公園外施設】の再公募の概要について

1 経緯

1. 募集期間(当初): 令和5年 9月15日 ~ 令和5年10月31日 **※応募が無かったため再公募**

2. 募集期間(再):令和5年12月13日 ~ 令和6年 1月19日

3. 選 定 委 員 会:令和6年 1月25日 9時30分~

2 再公募における変更点

◎応募資格の見直し

当初:市内公募で募集

変更:市内を含む全国公募(対象を拡大)

◎仕様書の見直し

変更:魅力向上事業の企画及び実施を追加

◎指定管理料(上限額)の見直し

当初:209,070,000円/5ヶ年(税抜き) 変更:219,070,000円/5ヶ年(税抜き) +10,000,000円/5ヶ年(税抜き)

■仕様書より抜粋 P6~P7 -------

◎魅力向上事業の企画及び実施

対象施設について課題を抽出し、自らの提案により事業目的、各種法令、例規等を満たす 範囲において、地域の拠点となる公園・緑地の魅力や利便性の向上につながる事業の実施に 努めること。

なお、事業の詳細は指定管理者からの提案とするが、実施に当たっては、あらかじめ市と 協議した上で実施すること。

- ① 対象施設: 竜王山公園、浜河内緑地、本山岬公園
- ② 都市公園等の保全・整備など魅力の向上につながる取組
- ③ 都市公園等の利便性の向上につながる取組

※魅力向上事業に係る経費の上限は、指定管理期間(5ヶ年)において、総額1,000万円(消費税及び地方消費税を含まない)までの範囲内とする。

※対象施設として3施設を示しているが、個別の施設に焦点を当てた提案(2施設または1 施設)も可能とする。

指定管理者評価表

施 設 名	小野田南部地区都市公園他施設						
指 定 管 理 者	嶋田工業株式会社	嶋田工業株式会社					
指定期間	自 R3.4.1 至 R6.3.31	指 定 期 間	3.0 年				
評価対象年度	令和4年度	施設所管課	都市計画課				
指 定 管 理 料	41,426,000円 税込	評価年月日	R5.6.9				
利用料金制度	有	アンケート	実施				
選定方法	公募						

I サービス履行の確認

	項目	1次	2次	コメント欄
	開館日数及び開館時間は適切か	3	3	条例、仕様書どおりに適切に行われている。
	保守管理業務は適切に行われたか	3	3	事業計画どおりに適切に行われている。
	清掃業務は適切に行われたか	3	3	事業計画どおりに適切に行われている。
	保安警備業務は適切に行われたか	3	3	事業計画どおりに適切に行われている。
<u>~</u>	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	3	事業計画どおりに適切に行われている。
管理	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	3	迅速に対応をしている。
運営	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	3	迅速に連絡をしている。
の	感染症対策等の衛生管理は適切に行われたか	3	3	適切に行われている。
状況	個人情報の管理は適切か	3	3	本社で施錠ができる書庫に保管し、適切に管理されている。
<i>,,</i> ,,	現金の管理は適切か	3	3	適切である。
	減免申請に対する取扱いは適正か	3	3	適正である。
	修繕は適切に行われたか	3	3	小さい修繕は速やかに、大きい修繕は市と協議しながら適切に行われている。
	備品や文書の管理は適切に行われたか	3	3	適切に行われた。
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	3	遅延なく提出されている。
人	人員配置は適切か	3	3	別①に詳細を記入してください
員配	必要な有資格者は適切に配置されているか	3	3	基準を満たしている。
置	労働法令の遵守や雇用・労働条件は適切か	3	3	適切である。
等	職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか	3	3	植物管理の研修及び安全対策の研修を実施している。

Ⅱ サービスの質の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
事業	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	3	一部イベントは新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、その 他は計画どおりに実施されている。
実施	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	3	3	ホームページやSNSによるPR活動を行った。
	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	3	3	アンケートを実施し利用者の意見収集に努めている。
++	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	3	3	その都度従事者に周知して、利用者意見の反映に努めている。
ĺ	接客態度は良いか	3	3	適切である。
ヒス	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	3	公平に対応をしている。
向	HP等による広報活動は効果的に行われたか	3	3	随時ホームページの更新を行い、情報発信に努めている。
上	利用者の満足度は高いか	3	3	利用者に満足してもらえるよう草刈りや清掃等は計画以上に行っている。
	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	3	3	清掃活動や草刈り等は特に力を入れて取り組んでいる。
利用	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)			別②に詳細を記入してください
状況	利用者増加のための取組をしたか	3	3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用者増加のための取組みはできないが、施設の維持管理には計画以上に取り組んでいる。

Ⅲ サービスの安定性の評価

	項目	1次	2次	コメント欄
ılτ	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)			別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)			が多っ一件をお入りてください。
状況	収入増加の取組は行われたか	3	3	環境整備を行い、利用促進を図った。
ارر	経費節減の取組は行われたか	3		道具の維持管理を適切に行い、作業員の技術力を生かした修繕対応をして、 経費節減に取り組んでいる。

施設所管課で記入してください

別① 人員配置について

前年度 総括責任者 1、総務部責任者 1、総務部社員 1 管理責任者 1、監理部職員(社員5、常勤1)、監視人 3,清掃人 2,草刈作業員 10 企画部責任者 1、総務部責任者 1、総務部社員 1 管理責任者 1、監理部職員(社員5、常勤1)、監視人 3,清掃人 2,草刈作業員 10 企画部責任者 1、企画部社員 1 管理責任者 1、企画部社員 1 管理責任者 1、監理部職員(社員5、常勤1)、監視人 3,清掃人 2,草刈作業員 10 企画部責任者 1、監理部職員(社員5、常勤1)、監視人 3,清掃人 2,草刈作業員 10 企画部責任者 1、監理部職員(社員5、常勤1)、監視人 3,清掃人 2,草刈作業員 10 企画部责任者 1、企画部社員 1

別② 利用状況について

R2 実績	R3 実績	R4 計画	R4 実績	対前年比
1,394	1,758	1,500	2,109	20.0%
42,763	38,349	40,000	39,163	2.1%
44,157	40,107	41,500	41,272	
	1,394 42,763	1,394 1,758 42,763 38,349	1,394 1,758 1,500 42,763 38,349 40,000	1,394 1,758 1,500 2,109 42,763 38,349 40,000 39,163

評価

利用評価

備考 利用者数は回復傾向にある。

別③ 収入状況について

内訳	R2 実績	R3 実績	R4 計画	R4 実績	対前年比
指定管理料	39,820,000	41,426,000	41,426,000	41,426,000	0.0%
有料公園施設収入(庭球場)	230,400	293,500	300,000	323,950	10.4%
きららビーチ焼野(シャワー、ロッカー)	0	134,100	150,000	131,600	▲ 1.9%
自販機収入、自販機電気代他	483,919	590,478	600,000	579,824	▲ 1.8%
その他雑入金	164,629	0	0	0	
合 計	40,698,948	42,444,078	42,476,000	42,461,374	

評価

収入評価 1

利用者数の回復に伴い、有料公園施設使用料(庭球場)がR3実績に比べて増加し、R4計画も上回る値と 備考なった。

別③ 支出状況について

内訳	R2 実績	R3 実績	R4 計画	R4 実績	対前年比
人件費	23,322,223	22,666,299	22,900,000	24,353,606	7.4%
需用費、役務費	5,706,008	5,989,737	6,330,000	5,905,135	▲ 1.4%
修繕費	984,637	1,378,300	1,540,000	811,250	▲ 41.1%
委託費	10,834,308	10,907,608	10,910,608	10,907,608	0.0%
その他	699,562	520,076	775,392	536,139	3.1%
合 計	41,546,738	41,462,020	42,456,000	42,513,738	

評価

支出評価 0

人件費の増加は、労務単価の上昇および作業時間の増加によるもの。 修繕費の減少は、作業員の技術力を生かした修繕対応によるもの。

総合評価

【南部地区都市公園外施設】指定管理料の算定について (消費税及び地方消費税を含まない)

(単位:千円)

		R3∼R5	R6∼R10		
		指定管理料	指定管理料	前回管理料との 比較	増減理由
【収入】		(単年度当たり)	(単年度当たり)		
指定管理料		37, 660	43, 814	6, 154	
施設利用料	4金	999	933	▲ 66	5か年(H30~R4)の収入実績に基づき減額
	収入 計	38, 659	44, 747	6, 088	

【支出】

人件費		21, 954	24, 936	2, 982	賃金・手当、社保料等を5か年(H30~R4)の実績に基づき増額
管理費		16, 705	19, 811	3, 106	R4実績に基づき光熱水費、整備等の外部委託費等について物価 上昇を見込んだ額
	支出 計	38, 659	44, 747	6, 088	

